

# 福祉保健



# 生 活 保 護

被保護世帯の世帯類型別内訳は高齢世帯57.5%、母子世帯3.6%、障害・傷病世帯23.3%、その他世帯15.6%となっており、高齢世帯が半数以上を占める一方で、構成比が年々増加していたその他の世帯は減少傾向となっている。入院の医療扶助人員数の増加に伴い、医療扶助費も増加傾向にある。

## 1 保 護 状 況

(年度月平均)

年 度	保 護 世 帯	保 護 人 員	保 護 率 (千 分 比)		
			福 井 市	福 井 県	国
28	1,919	2,469	9.29	5.33	16.9
29	1,960	2,480	9.35	5.36	16.8
30	1,970	2,453	9.29	-	-

## 2 世 帯 類 型 別

(年度末時点)

年 度	高 齢 世 帯	母 子 世 帯	障 害・傷 病 世 帯	そ の 他 の 世 帯	総 数
28	1,058	72	458	323	1,911
29	1,086	73	461	304	1,924
30	1,129	70	457	309	1,965

## 3 生 活 保 護 費

(単位：千円)

年 度	総 額	生 活 扶 助	教 育 扶 助	住 宅 扶 助	医 療 扶 助	介 護 扶 助	施 設 事 務 費	そ の 他
28	3,920,919	1,329,987	20,561	510,400	1,895,671	69,365	81,058	13,877
29	4,066,402	1,293,813	17,663	522,861	2,059,609	73,556	83,113	15,787
30	3,977,804	1,234,314	15,610	534,565	2,029,439	67,876	78,411	17,589

## 4 医 療 扶 助 人 員

(年度末時点)

年 度	総 数	入 院				入 院 外 総 数
		総 数	結 核	精 神	そ の 他	
28	1,941	105	0	50	55	1,836
29	1,888	129	0	49	80	1,759
30	1,921	133	0	59	74	1,788

# 民生委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとし、厚生労働大臣が委嘱している。

民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣は民生委員（児童委員）のうちから主任児童委員を指名する。

## 1 民生委員児童委員の現況

### (1) 民生委員児童委員の人数

本市の民生委員児童委員及び主任児童委員定数は499名であり、一人あたり約207世帯を担当区域として配置されている。また全市を18地区に分け、それぞれ地区民生児童委員協議会が組織されている。

中核市移行に伴い、民生委員の定数決定の権限が市に移譲されたことから、令和元年12月1日の一斉改選に併せ、民生委員の定数を見直し（5人増）地域の課題解決力の向上を目指す。

〔現在の民生委員児童委員の任期〕 平成28年12月1日～令和元年11月30日

〔改選後の民生委員児童委員の任期〕 令和元年12月1日～令和4年11月30日

### (2) 各地域の民生委員児童委員の定数（令和元年12月1日～）

（単位：人）

単位民生児童委員協議会名	民生委員児童委員	主任児童委員	定数合計	単位民生児童委員協議会名	民生委員児童委員	主任児童委員	定数合計
東 部	29	2	31	大 東	24	2	26
成 和	26	2	28	九頭竜	49	3	52
西 部	38	2	40	あさむつ	23	2	25
南 部	36	2	38	川 西	28	2	30
北 部	22	2	24	森 田	17	2	19
中 部	22	2	24	東足羽	25	2	27
明 道	27	2	29	美 山	17	2	19
足 羽	19	2	21	越 廼	7	1	8
社	37	2	39	清 水	22	2	24
				計	468	36	504

### (3) 民生委員児童委員の役割

子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいや高齢等によって社会的に孤立する恐れのある人に対して、地域の身近な相談相手となり、さらに、行政など関係（支援）機関とのパイプ役を務める。

### (4) 民生委員児童委員の主な活動

- ・見守り活動（ひとり暮らし高齢者の訪問等）
- ・地域の福祉活動への参加
- ・調査、実態把握
- ・証明書作成事務
- ・各種事業、地区協議会、研修会等への参加

# 市民福祉会館

市民福祉会館は、健康で文化的な生活ができる福祉都市建設の一環として昭和48年春山2丁目に開館した。その後、老朽化により平成29年3月を持って閉館となり、平成29年4月から福祉会館機能をフェニックス・プラザ内に移転した。

福祉関係者が気軽に利用できるように、ホールに車椅子用の昇降機を設けるなど、きめ細かな配慮がなされている。

2階には500人収容の小ホール、3階には60人収容の会議室等があり、文化、福祉活動のシンボルとして広く市民に利用されている。

## 1 施設概要

所在地	福井市田原1丁目13-6
延面積	2,360.51㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り地下1階、地上4階
着工	昭和58年5月21日
竣工	昭和60年5月31日
改修完了	平成29年3月31日

## 2 主要設備

4階	ボランティアルームA・B
3階	301号室A・B
2階	小ホール 定員：500人（電動移動席196、スタッキングチェア席304） 楽屋、リハーサル室、ことばの教室、おもちゃ図書館
1階	（福）福井市社会福祉協議会、福井市身体障害者福祉連合会

# 障がい福祉

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供や、障がいのある方の地域生活支援、社会参加活動支援に関する業務を行っている。

また、平成27年3月に策定した福井市障がい者福祉基本計画に基づき、障がいのある人もない人も身近な地域で支え合うことができる共生社会の実現をめざして、各種施策の推進に取り組んでいる。

## 1 手帳交付

### （1）身体障害者手帳交付

身体に永続的な障がいがあり、「身体障害者障害程度等級表」（「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号）に該当すると認定された者に対し、各種の支援を受けやすくするため身体障害者手帳を交付する。

（単位：人）

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
28	3,465	1,707	2,371	2,746	571	716	11,576
29	3,356	1,586	2,286	2,647	568	656	11,099
30	3,354	1,584	2,270	2,597	537	648	10,990

## (2) 療育手帳交付

知的障がい児者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするため、福井県総合福祉相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付する。

(単位：人)

年度	A 1	A 2	B 1	B 2	計
28	705	46	569	665	1,985
29	710	49	582	650	1,991
30	717	53	609	746	2,125

## (3) 精神障害者保健福祉手帳交付

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付しており、手帳の交付を受けた者に対し、各種サービスの利用や社会復帰の促進と自立、および社会参加の促進を図ることを目的としている。

(単位：人)

年度	1 級	2 級	3 級	計
28	102	1,510	573	2,185
29	110	1,601	613	2,324
30	124	1,683	698	2,505

## 2 重度障害者（児）医療費助成制度

重度障がい者（児）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費を助成する。なお、精神障がい者については通院医療のみの対象となる。

年度	受給対象者数（人）	助成件数（件）	助成費総額（円）
28	8,970	211,182	1,020,869,025
29	8,933	210,888	1,031,390,227
30	8,934	212,584	1,063,697,147

## 3 福祉手当の給付

精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され常時介護を必要とする者や、精神または身体に障がいのある児童を監護する者に、在宅生活の経済的一助となるよう手当を支給する。（特別児童扶養手当は申請手続のみ）

(単位：人)

種類	年度			30 年度支給額 (円/月)	
	28	29	30	1 級	2 級
特別障害者手当 (20 歳以上)	201	216	229	26,940	
障害児福祉手当 (20 歳未満)	150	146	138	14,650	
経過措置福祉手当 (20 歳以上)	5	5	5	14,650	
重症心身障害児（者） 福祉手当	3,046	2,949	2,970	3,000	
特別児童扶養手当 (20 歳未満)	523	520	537	1 級	51,700
				2 級	34,430

# 自立支援給付等

障害者総合支援法により、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい福祉サービスを提供する。障がい児を対象としたサービスは、平成 24 年度から児童福祉法の改正により体系が一元化され、障がい児通所支援事業として再編された。

## 1 障がい福祉サービス

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」がある。

訪問系サービス（在宅で訪問を受け生活を支援するサービス）

日中活動系サービス（施設などで昼間の活動を支援するサービス）

居住系サービス（在宅や入所施設で住まいの場におけるサービス）

障がい児通所支援（障がい児を対象とした通所による支援サービス）

障がい福祉サービス支給決定者数（単位：人） （各年度 3 月末）

年度	28	29	30
支給決定者実人数	2,266	2,326	2,441

訪問系サービス：支給決定者数

介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	325	361	396
	重度訪問介護	7	7	9
	同行援護	65	63	63
	行動援護	4	5	4
	重度障害者等包括支援	0	0	0
計		401	436	472

日中活動系サービス：支給決定者数

介護 給付	生活介護	717	725	754	
	療養介護	30	32	31	
	短期入所（ショートステイ）	432	441	459	
訓練等 給付	自立訓練	82	70	68	
	就労移行支援	66	71	73	
	就労継続支援	A 型	497	509	496
		B 型	514	579	661
就労定着支援			9		
計		2,338	2,427	2,551	

居住系サービス：支給決定者数

介護 給付	施設入所支援	369	362	358
訓練等 給付	自立生活援助			0
	共同生活援助（グループホーム）	250	261	259
計		619	623	617

障がい児通所支援支給決定者数（単位：人）

（各年度3月末）

年度	28	29	30
支給決定者実人数	487	552	648

障がい児通所支援：支給決定者数

児童 通所 給付	児童発達支援	156	144	144
	医療型児童発達支援	0	0	0
	放課後等デイサービス	316	394	475
	保育所等訪問支援	75	66	84
	居宅訪問型児童発達支援			1

## （１）訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）＜介護給付＞

入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
28	3,035	58,541.0
29	3,377	61,478.0
30	3,596	64,957.0

重度訪問介護＜介護給付＞

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出の移動支援までを総合的に行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
28	77	32,238
29	84	33,706
30	98	38,847

同行援護＜介護給付＞

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
28	438	5,559
29	465	6,455
30	480	6,967

行動援護＜介護給付＞

知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
28	35	177
29	29	147
30	31	167

重度障害者等包括支援＜介護給付＞

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

[実績：H28・H29・H30 支給決定者 0人]



## (2) 日中活動系サービス

### 生活介護<介護給付>

常に介護を必要とする人に施設で入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	8,179	163,078
29	8,231	161,610
30	8,403	164,857

### 療養介護<介護給付>

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	373	11,280
29	349	10,461
30	377	11,423

### 短期入所(ショートステイ)<介護給付>

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間に施設入所による入浴、排泄、食事の介護などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	1,161	6,510
29	1,265	6,980
30	1,525	9,067

### 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)<訓練等給付>

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	955	16,051
29	854	15,173
30	789	14,771

### 就労移行支援<訓練等給付>

就労を希望する人に、一定期間における就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	802	14,829
29	799	14,287
30	877	15,453

### 就労継続支援(A型・B型)<訓練等給付>

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。雇用契約に基づく就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型がある。

#### 就労継続支援A型

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	5,517	110,610
29	6,137	112,252
30	5,497	110,492

#### 就労継続支援B型

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	5,843	104,538
29	6,706	111,434
30	7,069	123,114

#### 就労定着支援<訓練等給付>

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人に、雇用に伴い生じる問題に関する助言などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
30	32	42

### (3) 居住系サービス

#### 施設入所支援<介護給付>

介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	4,410	128,869
29	4,399	126,747
30	4,238	124,342

#### 自立生活援助<訓練等給付>

一人暮らしに移行した障がい者について、自立した地域生活が継続できるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

[実績：H30 支給決定者 0人]

#### 共同生活援助(グループホーム)<訓練等給付>

主に日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	3,068	86,635
29	3,018	85,003
30	3,075	87,920

### (4) 障がい児通所支援

#### 児童発達支援

療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	1,449	7,482
29	1,498	7,550
30	1,411	7,304

#### 医療型児童発達支援

肢体不自由がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。

[実績：H28・H29・H30 支給決定者 0人]

#### 放課後等デイサービス

放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	3,255	33,242
29	4,076	44,692
30	4,964	54,778

### 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供する。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
28	146	149
29	230	284
30	282	331

### 居宅訪問型児童発達支援(H30年度から新設)

重度の障がい等の状態があり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
30	4	26

## 2 補装具給付

障がい児者が身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付(修理)する費用から自己負担分を除いた金額を支援する。

年度	交付(件)	修理(件)	総計(件)
28	385	198	583
29	372	229	601
30	373	245	618

## 3 自立支援医療

### (1) 更生医療費の給付

障がいを軽減したり回復させるための手術等、身体障がい者(18歳以上)の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額(円)			
		更生医療負担額	自己負担額	計	
28	5,399	281,272,095	11,025,611	292,297,706	
29	5,580	291,238,901	11,462,609	302,701,510	
30	5,610	275,939,073	11,315,984	287,255,057	
内 訳	腎臓分	5,390	260,908,333	10,360,011	271,268,344
	(うち人工透析)	(4,301)	(222,860,987)	(8,011,589)	(230,872,576)
	心臓分	6	307,030	15,000	322,030
	その他	214	14,723,710	940,973	15,644,683

## (2) 育成医療費の給付

障がいを経減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳未満）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額(円)			
		更生医療負担額	自己負担額	計	
28	263	6,128,883	826,135	6,955,018	
29	302	6,701,735	909,661	7,611,396	
30	281	4,442,382	674,111	5,116,493	
内 訳	音声・言語 そしゃく分	190	1,518,823	348,536	1,867,359
	心臓分	16	1,204,351	106,101	1,310,452
	その他	75	1,719,208	219,474	1,938,682

## (3) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付数

精神疾患患者で通院している者の自己負担軽減および通院治療の継続を図ることを目的に、指定自立支援医療機関で治療を受ける場合に、窓口の利用者負担を1割にし、さらに月額負担上限額を設定している。

年度	交付数(件)
28	4,132
29	4,362
30	4,672

## 4 地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい児者が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者の実情に応じた支援を行うことを目的として、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っている。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やご家族などの身近な相談窓口として、地区別に障がい種別を問わず相談支援を行う「地区障がい相談支援事業所」を4か所と、発達障がいの相談を専門に行う「発達障がい相談支援事業所」を1か所設置している。

また、総合的・専門的な相談機関である「基幹相談支援センター」では、24時間体制で障がい者虐待の通報受付・相談を行う障がい者虐待防止センターと、地域移行・地域定着の調整等を行う地域生活支援拠点の業務を行っている。

### (2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

年度	成年後見制度 申立件数(件)	事業費(円)	成年後見人報酬 支払件数(件)	事業費(円)
28	5	31,945	6	1,723,000
29	2	63,320	8	1,582,000
30	8	111,536	6	1,127,000

### (3) 意思疎通支援事業

聴覚障がい児者等のコミュニケーションを援助するため、地域における手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。

年度	手話通訳者等 延派遣回数(回)	要約筆記者等 延派遣回数(回)
28	536	130
29	567	136
30	790	153

### (4) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい児者等の交流活動を促進するため、日常会話程度の手話技術を取得した手話奉仕員を養成している。

修了者数(人)

年度	入門課程	基礎課程	入門・基礎課程
28	35	18	30
29	26	21	24
30	22	19	16

### (5) 日常生活用具の給付事業

障がい児者に対し、日常生活をより円滑に行うために、必要に応じて日常生活用具費を給付する。(ただし、給付は介護保険が優先する。)

年度	給付数(件)
28	6,029
29	5,772
30	6,060

### (6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援をする。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(時間)
28	25	102	8,984
29	28	124	10,159
30	30	134	9,240

### (7) 地域活動支援センター事業

障がい児者が通いながら、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を図ることを目的とし、市が事業所に委託している。

年度	事業者数(か所)	利用実績(回)
28	8	18,878
29	8	17,008
30	8	14,744

### (8) 訪問入浴サービス事業

自宅浴槽や施設等で入浴することが困難な障がい者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、住宅への入浴車の訪問による入浴サービスを提供する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
28	4	12	630
29	4	13	699
30	3	14	866

### (9) 知的障害者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を援護するために、職親(知的障がい者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者)に委託している。(平成30年度 対象者 1人 職親 1人)

### (10) 日中一時支援事業

障がい児者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい児者を一時的に預かり、日中活動の場や療養の場を確保する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
28	40	224	11,741
29	39	234	12,153
30	35	213	10,251

### (11) 障がい者就労促進事業

雇用調整員3名が就労系サービス事業所や企業を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の発掘調査や企業開拓をし、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う。

### (12) 自動車改造費及び運転免許取得助成事業

重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合、その改造に必要な経費の一部を助成する。また、就労等社会活動への参加を促進するため自動車免許を取得する場合に、費用の一部を助成する。

年度	自動車改造費		運転免許取得助成	
	件数(件)	助成金額(円)	件数(件)	助成金額(円)
28	13	1,272,000	1	100,000
29	5	500,000	2	200,000
30	8	734,560	3	300,000

## 5 その他の事業

### (1) タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、通院や社会活動等の外出を支援するため、タクシーの利用料金の一部を助成する。

年度	発行実人数(人)	助成回数(回)	助成金額(円)
28	2,555	38,615	24,706,680
29	2,689	39,205	24,221,820
30	2,719	38,009	22,455,430

### (2) 重度身体障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成する。

ただし、視力障がい者または肢体障がい者に限る。

助成限度額は60万円または80万円（改造費の8/10助成）

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
28	17	8,863,092
29	13	6,759,471
30	12	5,971,391

### (3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション能力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対し、助成を行う。

年度	助成件数(件)	公費負担額(円)
28	9	302,000
29	18	495,000
30	22	500,000

### (4) 心身障害児童クラブ育成事業

昼間保護者のいない家庭で、特別支援学校等に通学する障がい児が、放課後に児童クラブや心身障害児童クラブを利用し、社会活動への参加促進を図ることを目的として、クラブの活動費を補助する。

年度	補助クラブ数	対象人数(人)
28	1	20
29	1	18
30	1	14

### (5) 障がい者福祉団体等活動支援事業

障がい者の自立と社会参加を促進することを目的に、心身障がい者及びその家族で組織し、障がい者の福祉向上のために活動する障がい者福祉団体等が実施する社会福祉活動に対して、その活動費を補助する。

年度	補助団体数	事業費(円)
28	8	1,435,148
29	8	1,425,801
30	8	1,188,286

# 地域包括ケア

## 1 高齢者の現況

平成 31 年 4 月 1 日現在、本市の人口総数 263,109 人のうち、65 歳以上の高齢者は 75,300 人で、高齢化率は 28.62%で、このうち 75 歳以上の後期高齢者は 39,098 人で 14.86%となっている。

また、総世帯 103,432 世帯のうち、在宅高齢者世帯は 51,520 世帯で、その内訳は高齢者ひとり暮らし世帯が 15,131 世帯、高齢者の夫婦及び高齢者のみの世帯が 11,696 世帯、高齢者とそれ以外の者の世帯が 24,693 世帯となっている。

### (1) 高齢者人口（平成 31 年 4 月 1 日現在）

#### 人口区分

年齢区分	男(人)	女(人)	小計(人)	累計(人)	人口比(%)
95 歳以上	237	1,135	1,372	1,327	0.52
85 ~ 94	4,067	8,166	12,233	13,605	5.17
75 ~ 84	11,014	14,479	25,493	39,098	14.86
65 ~ 74	17,167	19,035	36,202	75,300	28.62
(60 ~ 64)	(7,744)	(8,178)	(15,922)	(91,222)	(34.67)

【100 歳以上 男 20 人 女 171 人 合計 191 人】

#### 高齢化率（各年 4 月 1 日現在）

年度	総人口(人)	65 歳以上人口(人)	高齢化率(%)	75 歳以上人口(人)	後期・高齢化率(%)
24	268,106	64,269	23.97	33,973	12.67
25	267,509	66,821	24.98	34,873	13.04
26	266,836	69,333	25.98	34,910	13.08
27	266,358	71,453	26.83	35,422	13.30
28	265,521	73,018	27.50	36,255	13.65
29	264,906	73,985	27.93	37,226	14.05
30	263,847	74,683	28.31	38,305	14.52
31	263,109	75,300	28.62	39,098	14.86

日本の高齢化率：28.1%（平成 30 年 10 月 1 日）

\*（ ）は市民課データ）

### (2) 高齢者世帯（平成 31 年 4 月 1 日現在）

高齢者ひとり暮らし世帯	65 ~ 74 歳	5,730	(小計) 15,131	(合計) 51,520
	75 歳以上	9,401		
高齢者世帯	高齢者のみの複数世帯	11,696		
	高齢者同居世帯（高齢者と非高齢者の同居）	24,693		

### (3) ひとり暮らし等高齢者登録者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

4,566 人



## 2 高齢者福祉施策の概要

本市の基本計画である第七次福井市総合計画では、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を将来都市像に掲げ、「豊かな地域づくり」「輝く未来への挑戦」の2つの重点方針に基づき、社会福祉を含む「住みよいまち」など4つの分野の政策・施策を掲げている。

平成28年度には、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した長期的な方向性を示す「福井市地域包括ケアビジョン」を策定した。

「福井市地域包括ケアビジョン」を基本構想とした実行計画である、「すまいるオアシスプラン2018（福井市第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画・高齢者居住安定確保計画）」では、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を送れる社会づくり～市民総ぐるみで支え合う社会の実現に向けた挑戦～」を基本理念とし、地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりに取り組んでいる。

### （1）生活支援事業

#### ひとり暮らし等高齢者登録について

親族等との交流がなく、在宅の日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし等高齢者の現状を把握し、在宅生活を支援していくことを目的としており、登録された方に福祉サービス等の支援を行っている。

#### 【H30実績】

基準日	登録者数（人）
31.4.1	4,566

#### 在宅福祉施設措置事業（平成12年度～）

虐待等やむを得ない事由により介護保険サービスを利用することが著しく困難な場合に、市長の職権により施設等に緊急的な措置を行っている。

#### 【H30実績】0件

#### 老人福祉施設入所措置

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置している。

また、養護老人ホーム入所の適正化を図るため入所措置の要否を総合的に判定するとともに入所の見直しを行う「老人ホーム入所判定委員会」（委員5名、昭和59年12月設置）を設置している。

#### 【H30実績】

基準日	措置人数（人）	年間申込件数（件）
31.3.31	133	18

#### 軽費老人ホーム事務費補助金（平成31年度～）

平成31年4月1日の中核市移行に伴い、軽費老人ホームごとに市が毎年定める事務費の基準単価と、施設が入居者から所得に応じて毎月徴収する利用料金の事務費分との差額を、福井市内にある9施設の運営法人に対し補助する。

#### 【H30は福井県が実施】

#### 日常生活用具給付事業（平成2年度～）

心身機能の低下により、防火の配慮が必要なひとり暮らし等高齢者に電磁調理器、自動消火器、火災警報器を給付し、在宅での安心した生活を支援している。

【H30実績】

電磁調理器（台）	自動消火器（台）	火災警報器（台）
24	9	1

**寝具洗濯サービス事業（昭和61年度～平成30年度）**

ひとり暮らし等高齢者の寝具を洗濯（丸洗い）、乾燥し、清潔で快適な生活が送れるよう支援を行った。

【H30実績】

延利用者数（人）
97

**ひとり暮らし高齢者見守り事業（平成16年度～）**

ひとり暮らし等高齢者を定期的に訪問し、声かけを行うことにより、安否の確認、異常の早期発見に繋げ、また、地域での会食会（配食）により、地域の見守り活動の充実を図っている。

**(7) 乳酸菌飲料配布**

ひとり暮らし等高齢者世帯の安否を確認するため、乳酸菌飲料を週1回（3本）配布している。

【H30実績】

配布者数（人）	延配布本数（本）
274	40,482

**(1) 会食会（配食）**

地区社会福祉協議会が主体となり、会食会（配食）を行い、地域での見守り活動を支援している。

【H30実績】

利用者実人数（人）	延利用者数（人）	実施回数（回）
3,037	18,148	477

**地域ぐるみ雪下ろし支援事業（平成4年度～）**

ひとり暮らし高齢者世帯等、自力で屋根の除雪が困難な方に対して、除雪費用の一部を補助し、地域での除雪作業が円滑に行われるよう支援している。

【H30実績】

登録件数（件）	実績件数（件）
1,548	0

**緊急通報システム（レンタル）事業（平成2年12月～）**

ひとり暮らし等高齢者等の相談及び急病や事故などの緊急時に対処できる体制を確立し、在宅での安心した生活を支援している。

【H30実績】

緊急通報装置貸与者数（人）	赤外線センサー設置数（件）
1,069	114

**福祉電話レンタル事業（昭和54年2月～）**

安否確認が必要なひとり暮らし等高齢者で、電話加入権を持つことが困難な方に、福祉電話（加入電話）を貸与している。

【H30実績】

新規（台）	撤去（台）	移設（台）	設置数（台）
13	11	3	64

### 軽度生活援助（えがおでサポート）事業（平成 13 年度～）

ひとり暮らし等高齢者で、在宅での日常生活において軽作業の援助が必要な方に買物等の軽度なサービスを提供し、安心して自立した生活を送れるよう支援している。

#### 【H30 実績】

利用登録者数（人）	延利用時間（h）
435	2,313

### オアシスキット配付事業（平成 23 年度～平成 30 年度）

在宅の高齢者が、かかりつけ医等の医療情報や緊急連絡先、保険証の写しなどの情報を容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急事態に備え、救急隊が迅速かつ適切に救命措置ができるように、オアシスキットを配付した。

#### 【H30 実績】

配付延数（個）
22,455

### 住まい環境整備支援事業（平成 24 年度～）

要介護状態の高齢者等が在宅生活を長期間継続できるよう、住宅改修を行った場合の費用の一部を助成している。（平成 5 年度～24 年 6 月までは「要介護高齢者住環境整備事業」として実施）

#### 【H30 実績】

件数 （件）	内訳（件）						
	拡幅	洗面台	蛇口	階段昇降機	扉の新設	トイレの移設	その他
5	0	0	0	2	2	1	0

### 外国人高齢者福祉手当給付事業（平成 6 年度～）

無年金の外国人高齢者の方の福祉の増進を図るため、福祉手当を支給している。

#### 【H30 実績】

基準日	給付対象者（人）
3 回目支給現在	6

### 見守りネットワーク構築事業（平成 26 年度～）

高齢者と子どもが地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域団体や地域の民間事業者と連携し、高齢者と子どもの日頃の見守り活動と、認知症高齢者が行方不明となった場合の搜索活動を一体的に行う見守り体制を構築し運営している。

#### 【H30 実績】

協力事業者（団体）
69

## （2）生きがいと健康づくり推進事業

### すこやか長寿祭（平成元年～平成 30 年度）

活力ある高齢化社会の実現を目指すため、敬老意識の高揚と高齢者自身の健康と生きがいづくりを目的とした“長寿祭”を開催した。

【H30実績】

生きがいのつどい参加者数(人)	健康のつどい参加者数(人)
1,200	1,000

高齢者いきいき展事業(平成元年～)

高齢者の創作した絵画や手芸品等を展示し、広く一般市民に高齢者の培ってきた知恵や技術を披露している。

【H30実績】

出品者数(人)	出品数(点)	入場者数(人)
391	299	862

地区敬老事業(平成10年度～)

市内各地で開催される敬老会や敬老の精神を活かした生きがい支援事業等の経費の一部を助成している。

【H30実績】

地区数	参加者数(人)
49	32,362(敬老会12,556)

老人クラブ助成事業

老人クラブは、同じ地域の仲間が、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動を通して、自らの生きがいづくりと健康づくり、互いの親睦を図る自主的な団体である(概ね60歳以上の方が加入できる)

平成31年4月1日現在、市内167のクラブに7,817名の会員があり、市はその活動費の一部を助成するとともに、老人クラブの育成のため様々な支援を行っている。

【H31年4月1日現在】

30人以上のクラブ		30人未満のクラブ		計		加入率 (%)
クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	
161	7,678	6	139	167	7,817	8.6

(ア) 福井市あじさい元気クラブ大会

高齢者が集い、当面する諸問題を研究討議し、社会にアピールするとともに、お互いの意識の高揚と、積極的な社会参加を期して、年1回開催している。

(イ) 友愛訪問活動(老人家庭相談員設置事業)

地域の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者を老人家庭相談員が友愛訪問し、悩みごとや心配ごとの相談相手となり、地域の連帯を深める活動を行っている(各単位老人クラブに1名設置)

【H30実績】

相談員数(人)
177

(ウ) 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるように自立支援し、健康づくりの実践の場等を設けることにより、活動に目標と張り合いを持たせることを目的に、「高齢者向け体操普及事業」「屋内スポーツ大会等開催事業」及び「屋外スポーツ大会、囲碁・将棋大会等開催事業」を実施している。

【H30実績】

シバ-囲碁	将棋	ゲ-トボ-ル	パ-タンク	グランドゴルフ
83人	26人	7チーム、47人	14チーム、67人	46チーム、245人
いきいき健康体操		ワガ	刀アカ-リング	スティックリング
22会場、840人		148人	44チーム、171人	48チーム、191人

(I) 老人憩の家設置事業

各単位老人クラブの活動の拠点として、「老人憩の家」を設置し、より魅力あるクラブ活動ができるよう支援している。

【H30実績】

利用件数(件)
169

生きがい講座開催事業(平成16年度～)

すかっとランド九頭竜及び清水高齢者福祉センターで在宅の高齢者を対象に、生きがいや健康づくり活動、創作・趣味活動など公共施設を利用して実施することにより、生きがい・健康づくりと社会参加を促進している。

【H30実績】

すかっとランド九頭竜

講座数(講座)	受講者数(人)
25	16,283

清水高齢者福祉センター

講座等の数(講座)	受講者数(人)
講座:20	6,276
イベント:12	411

敬老祝金進呈事業(昭和34年度～)

毎年9月の敬老の日を中心とする行事の一環として、満100歳を迎えられる方を市長等が訪問し、敬老祝い金及び総理大臣からの表彰状と記念品(銀杯)をお贈りするとともに、満88歳を迎えられる方には敬老祝い品をお贈りし、長寿を祝福している。

【H30実績】

88歳(人)	100歳(人)
1,578	83

鍼灸マッサージ等施術費助成事業(平成8年度～)

高齢者の健康増進と福祉向上を図るため、鍼灸マッサージ等施術費の一部を助成している。

【H30実績】

実利用者数(人)	延利用回数(回)
810	3,475

三世代合同のつどい

高齢者と若い世代との交流により、各世代の諸問題を各世代の意見を交えて論議し、各世代がお互いに理解しあい、さらに高齢者の積極的な社会参加を目指している。

### (3) 高齢者福祉施設運営事業

#### すかっとランド九頭竜管理運営（平成6年度～）

すかっとランド九頭竜は、平成3年度に、高齢者を中心とした生きがいと健康づくり、交流と憩いの場（高齢者生きがい総合センター）として建設した。

平成28年度からイワシタ物産株式会社を指定管理者として管理運営を行っている。

#### ア 施設概要

所在地 福井市天菅生町第3号10番地

敷地面積 33,717.36㎡

構造 鉄筋コンクリート造り5階建

建築面積 4,691.68㎡

宿泊、研修センター（事務室、会議室、談話ホール、売店、ラウンジ、レストラン、  
宿泊30室、大・中広間、休養室、娯楽室、多目的ホール）

健康センター（体育館）

交流センター（大浴場、陶芸室、園芸室、伝承室）

屋外施設（ゲートボールコート6面、マレットゴルフ及びパットパットゴルフ  
18ホール、イベント広場、バーベキュー広場、ふれあいの森）

建設費 46億8,000万円

開館 平成6年4月6日

#### イ 利用料金

宿泊 午後4時から翌日の午前10時まで

（一般4,080円、高齢者3,560円、小学校の児童2,090円、幼児1,040円、乳児無料）

ただし、1月1日から同月3日までの期間、4月29日から5月5日までの期間及び8月14日から同月16日までの期間並びに祝日の前日及び土曜日は1,050円増（小学校の児童は520円増、乳幼児は除く）

日帰り 午前10時から午後4時まで（一般620円、高齢者520円、小学校の児童310円、幼児210円、乳児無料）

午後4時から午後9時まで（一般520円、高齢者520円、小学校の児童210円、幼児210円、乳児無料）

その他 午前10時から午後3時まで（休憩室3,140円、休養室10,470円）

午前10時から午後4時まで（中広間20,950円、大広間31,420円）

午前10時から午後9時まで（会議室1,040円/h、体育館無料）

#### ウ 利用状況

##### 【H30実績】

内訳	利用者数（人）
入館者	114,028
宿泊者	15,621
合計	129,649

#### すこやかドーム管理運営（平成8年度～）

すこやかドームは、スポーツの普及啓発を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを図るため、全天候型ゲートボール場としてすかっとランド九頭竜に併設して建設した。

平成28年度からイワシタ物産株式会社を指定管理者として管理運営を行っている。

#### ア 施設概要

所在地 福井市剣大谷町第2号6番地1

敷地面積 4,430.62㎡

構造 鉄骨造・平屋建

建築面積 1,673.22㎡  
 コート数 3コート  
 建設費 2億1,700万円  
 開館 平成8年4月1日

イ 利用料金

競技場 1コート1時間につき 620円  
 照明 1コート1時間につき 310円  
 器具 ゲートボール1セット1日につき 2,090円(スティック5本、ボール5個)

ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)	6,265
---------	-------

すかっとランド九頭竜送迎バス運行支援事業(平成6年度～)

自家用車等では来館することのできない高齢者等の利便の向上と施設利用の機会の確保を図るため、施設と福井駅前及び市内の各公民館の間の送迎バスを運行している。

【H30実績】

利用者数(人)		
駅前発	各公民館発	合計
8,945	3,580	12,525

大安寺温泉泉源管理運営(平成14年度～)

すかっとランド九頭竜の敷地内にある、大安寺温泉第2井の管理を行っている。

【H30実績】

配湯量(㎡)
51,098

美山楽く楽く亭管理運営(平成18年2月～)

美山楽く楽く亭は、高齢者等の生きがいと健康づくりのための施設として、休憩施設、入浴施設、室内温水プール及び屋外ゲートボール場を設け、利用者に開放している。また、美山地区内を巡回する無料送迎バスを毎週火・木曜日に運行している。

平成20年度から越前健康開発有限会社を指定管理者として管理運営を行っている。

ア 施設概要

所在地 福井市市波町26-15  
 敷地面積 7,833.14㎡  
 構造 本館 木造2階建、温水プール 鉄骨平屋建  
 建築面積 1,658.44㎡  
 いろいろの間、大広間、客室6室、男女浴室、屋内温水プール(22.5m×4コース)、ゲートボール場3面、駐車場35台  
 建設費 7億3,919万円  
 開館 平成3年5月20日

## イ 利用料金

市内居住者：16歳～59歳310円、60歳以上150円、3歳～15歳210円、3歳未満無料

市外居住者：16歳以上520円、3歳～15歳210円、3歳未満無料

## ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)
13,607

### こしの高齢者ふれあいセンター管理運営(平成18年2月～)

こしの高齢者ふれあいセンターは、高齢者の自主的活動、寝たきりの予防等及び生きがいとふれあいの活動のための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

## ア 施設概要

所在地 福井市蒲生町第1号91番地2

敷地面積 887.57m<sup>2</sup>

構造 RC造りタイル貼り1階建

建築面積 160.00m<sup>2</sup>

建設費 3,956万円

開館 平成13年7月10日

## イ 利用料金

無料

## ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)
303

### こしのゲートボール場管理運営(平成18年2月～)

こしのゲートボール場は、市民の憩いの場として高齢者の福祉施策、青少年の健全育成及び世代間の交流による地域の活性化を図るための施設として、ゲートボール利用者に開放している。

## ア 施設概要

所在地 福井市大味町第33号34番地1

敷地面積 1230.89m<sup>2</sup> (更地)

建設費 1,900万円

開場 平成6年7月1日

## イ 利用料金

無料

## ウ 利用状況

【H30実績】

利用者数(人)
28

### 清水高齢者福祉センター管理運営(平成18年8月～)

清水高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設として、高齢者のグループなどに開放している。



## ア 施設概要

所在地	福井市風巻町第28号8番地1
敷地面積	14,789㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建築面積	3,883㎡
建設費	9億5,387万円
開館	平成18年8月1日

## イ 利用料金

入館料 3歳未満無料、3歳～小学生300円、一般（中学生以上）500円、  
市内居住者：60歳以上300円、身体障がい者手帳をお持ちの方300円

## ウ 利用状況

### 【H30実績】

利用者数（人）
3,952

## 美山地域デイサービスセンター管理運営（平成18年2月～）

美山地域デイサービスセンターは、介護サービス事業所の少ない美山地区において、介護を必要とする高齢者が在宅での生活を継続することができるよう通所介護サービスが提供される施設である。

平成22年度からは、公募により選定された福井市農業協同組合（平成30年7月1日以降は、株式会社JA福井市ライフサービス）が管理運営を行っている。

## ア 施設概要

所在地	福井市市波町第32号7番地
敷地面積	3,592㎡
構造	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建等（4棟）
建築面積	1,051㎡
建設費	2億2,678万円

## イ 利用状況

### 【H30実績】

利用者数（人）
5,005

## （4）一般介護予防事業

### 自治会型デイホーム事業（平成12年度～）

在宅の高齢者を対象に、全地区において、月5回以上、最も身近な集会場等を利用し、介護予防（転倒骨折予防・認知症予防など）・健康チェック、創作・趣味活動及び各種相談等を行っている。専門の職員や地域のボランティア等との日常的なふれあいを通じて、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくとともに、介護予防の様々な取組みを行っている。

### 【H30実績】

開催地区（地区）	開催回数（回）	実施会場（会場）	延参加者数（人）
49	3,752	535	50,485

### 介護予防対象者把握事業（平成29年度～）

元気度調査票（あたまの元気度調査票と、からだの元気度調査票「基本チェックリスト」）を各世帯に配布し、自己チェックの結果、生活機能の低下（運動機能・口腔機能・低栄養、認知機能）が疑われる場合には、地域包括支援

センターに相談を促し、早期に介護予防活動に取り組めるようアドバイス等を行っている。また公民館、市図書館等の公共施設及び、医療機関、薬局等に元気度調査票を設置し、気軽に自己チェックできる機会を確保している。

その他、自治会型デイホーム、いきいき長寿よろず茶屋等、高齢者が集まる場を活用し、元気度調査の周知と自己チェックを行ない、必要に応じて介護予防活動の取組につなげている。

### 介護サポーターポイント制度（平成 21 年度～）

高齢者が介護サポーターポイント制度に基づく活動を通して地域貢献することにより、はつらつと元気に暮らせる笑顔のコミュニティづくりを進めるとともに、サポーター自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進している。

対象者	本市に住所を有する 65 歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方
受入機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入機関として登録している市内の介護施設等</li> <li>・自治会型デイホームの自主開催会場</li> <li>・ひとり暮らし高齢者宅</li> </ul>
活動の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し相手、お茶出しや配膳などの補助、レクレーション等の参加支援、特技・芸能披露など行事の手伝い、館内移動の補助、洗濯物の整理、シーツの交換 等</li> <li>・ひとり暮らし高齢者宅での生活支援</li> </ul>
ポイントの付与と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間の活動を1回とし、1日に2回までを限度とする。</li> <li>・1回の活動で10～100ポイントが付与される。（100ポイント＝100円）</li> <li>・ポイントの活用を申し出ること、1年に10回または500円以上から5,000円まで交付金として換金できる。</li> </ul>

### 【H30実績】（見込み）

活動者数（人）
347

### いきいき長寿よろず茶屋設置事業（平成 19 年度～）

#### ア いきいき長寿よろず茶屋設置事業（平成 19 年度～）

元気な高齢者が自由に楽しく集える地域の仲間との交流拠点として、集会場などを利用した「よろず茶屋」を設置し、高齢者自身の生きがいづくりと地域との一層のネットワークづくりを支援している。

#### 【設置状況】

設置年度	実施箇所（計 30 箇所）
19	4（みなみ会、あすわ、じゅんか、わだ憩い）
20	1（清明）
21	4（みのり、照手ふれあい、花堂、宝永ふれあい）
22	2（きらめき、一乗）
23	3（あじさい、大丹生、麻生津）
24	2（青葉会、わかば）
25	2（東安居、昭和町）
26	5（まちよか、足羽憩いの広場、みどり、足羽団地、しんたな）
27	5（福井いきいき会駅前、たわら屋、やしるにし、岡保、江守の里夢プラン）
28	5（社北寄って遊んで、やまびこ、門前、松本、ほっこりカフェ舟橋）
29	2（わかば、大久保）
30	3（宮ノ下、日新、森田）

【H30実績】

よろず茶屋名	回数(回)	参加者数(人)	よろず茶屋名	回数(回)	参加者数(人)
みなみ会	97	940	足羽憩いの広場	226	2,297
あすわ	36	470	みどり	58	549
じゅんか	90	1,617	足羽団地	92	1,942
わだ憩い	137	1,450	しんたな	185	2,140
清明	225	5,119	福井いきいき会駅前	359	7,186
みのり	35	325	たわら屋	49	753
照手	261	2,630	やしろにし	48	1,124
花堂	270	3,114	岡保	98	1,140
宝永	93	1,808	江守の里夢プラン	112	1,335
きらめき	100	853	社北寄って遊んで	38	321
一乗	91	742	やまびこ	44	474
あじさい	44	420	門前	36	345
麻生津	43	1,059	松本	48	431
東安居	365	2,475	ほっこりカフェ舟橋	37	442
昭和町	90	1,127	わかば	41	781
まちよか	249	2,583	大久保	48	647

イ 多機能よろず茶屋設置事業(平成28年度～)

小規模での見守り・サロン・互助活動を一体的に提供する多機能よろず茶屋(=「ささえあいの家」)設置に補助し、地域による支え合い活動を支援している。

【H30実績】

設置箇所(箇所)
2

口腔機能向上サービス事業(平成29年度～)

介護予防と関わりが深い口腔機能について、歯科医療機関における適切な指導を受けることにより、要介護状態になることを予防するとともに、かかりつけ歯科医療機関における定期的な歯科検診と指導につなげる。

【H30実績】

利用者数(人)
1,224

地域リハビリテーション活動支援事業(平成29年度～)

高齢者の介護予防を目的に、リハビリ専門職等を活用し、高齢者の自立支援に資する取組を推進している。

・地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援

要支援者に加え事業対象者等のより軽度者の自立支援を目的に、ケアプランに対する助言や利用者の同行訪問等、リハビリ専門職を活用した地域包括支援センターのケアマネジメントの支援を行っている。

・高齢者の通いの場への支援

高齢者の通いの場で、リハビリ専門職による介護予防活動の普及啓発及び実践的な取組の指導を行ない、可能な限り高齢者が自立した生活が送れるように支援している。また介護予防に効果がある「いきいき百歳体操」に取り

組む自主グループへの支援を行っている。

・介護予防のための人材育成

「いきいき百歳体操」を地域に広める役割を担う、「いきいき百歳体操サポーター」を養成している。また、自治会型デイホーム専任職員およびいきいき長寿よろず茶屋の介護予防推進員等を対象に、介護予防に関する研修会等を行ない、地域の介護予防活動を推進する人材を育成している。

【H30実績】

事業内容	実施回数(回)
地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援	156回
高齢者の通いの場への支援	33回
介護予防のための人材育成	3回

認知症検診(平成26年度～)

平成29年度、保健センターからの業務移管

認知機能の低下を自己チェック・自己判定できる「あたまの元気度調査」を実施し、認知機能の低下が疑われる高齢者には医療機関でのMMSE検査を行い、認知症の早期発見に努める。

【H30実績】

一次検診	二次検診(MMSE)	
	該当者(人)	受診者(人)
6,467	1,864	403

(5) 包括的支援事業

地域包括支援センター(平成18年度～)

包括的なケアを市民の身近な地域で行う中核機関として「地域包括支援センター(ほやねっと)」を日常生活圏域毎に設置し、包括的支援事業( )を一体的に実施している。

平成28年4月、日常生活圏域の見直しにより包括支援センターを9か所から13か所に増設、広範囲な日常生活圏域の包括支援センター3か所にランチ(相談所)を設置している。

	名称	担当地域	住所	電話番号
1	ほやねっと明倫	豊・木田	木田1丁目3308	33-5777
2	ほやねっとあたご	足羽・湊	明里町9-20	33-6800
3	ほやねっと中央北	宝永・春山・松本	文京2丁目12-23	28-7271
4	ほやねっと不死鳥	順化・日之出・旭	日之出4丁目3-12	20-5683
5	ほやねっとあずま	和田・円山	和田中町舟橋7-1	28-8511
6	ほやねっと大東	啓蒙・岡保・東藤島	丸山町40-7	53-4092
7	ほやねっと九頭竜	中藤島・森田	高木中央3丁目1701	57-0040
8	ほやねっと北	西藤島・河合・明新	新田塚1丁目42-1	25-2510
9	ほやねっとみなみ	清明・麻生津	下荒井町20-6	43-1316
10	ほやねっと社	社南・社北・社西	福1丁目1710	36-1246
11	ほやねっと光	東安居・安居・一光・殿下・日新・清水東・	大瀬町23字101	35-0313
	こしの相談所	清水西・清水南・清水北・越廼	蒲生町1-90-1	65-0699

12	ほやねっと川西	大安寺・国見・鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ	南楯原町 20 字大畑 2	59-1551
	あゆかわ相談所	下	鮎川町 107-2-2	88-2011
13	ほやねっと東足羽	酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・	下六条町 201	41-4135
	すいだに相談所	美山	梶谷町 12-9-2	90-3858

( 包括的支援事業： 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護予防マネジメント業務 )

### 地域包括ケア推進協議会 (平成 27 年度～)

地域包括ケアに向けた施策の調査審議、オアシスプランの進行管理、介護保険サービスに関する情報の調査分析及び検討、地域支援事業、地域密着型(介護予防)サービス事業の実施に必要な事項その他介護保険の円滑な運営について審議するため附属機関を設置している。

【委員】 20 名

【委 嘱】 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

【会 議】 4 回 (30 年度)

### 在宅医療・介護連携推進事業 (平成 26 年度～)

高齢者等が住みなれた地域で安心して在宅での生活を続けることができるよう、関係機関と調整を図り、医療と介護の連携を強化することを目的に、在宅の医療・介護に関わる多職種が相互に関係づくりを進めるための会議や研修会、地域住民に在宅ケアを普及啓発するための講習会を開催している。

【H30 実績】

福井市在宅医療・介護検討協議会

開催回数(回)
2

委員 13 名 (医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等)

在宅ケア講習会等

開催回数(回)	参加者数(人)
13	371

### 生活支援体制整備事業

#### 介護予防・生活支援サービス検討会議 (平成 27 年度～)

介護保険法の改正により、これまで全国共通の基準で提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、市が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、新しい総合事業)に移行されることになり、新たなサービス供給体制の整備に必要な事項を協議するため、検討会議を設置した。

【H30 開催実績】 2 回

【会議構成員】 委員 14 名 (社会福祉関係団体、市民団体、サービス提供団体等)

### 認知症施策総合推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、以下の事業を実施している。

#### (ア) 認知症施策検討委員会設置事業 (平成 26 年度～)

認知症に関わる医療や介護、福祉等の関係団体の代表が、施策の進行管理や問題点の検討を行い、新たな課題についても対応策を協議している。

【H30実績】

開催回数（回）
3

委員 15名（医師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、民生児童委員等）

(I) 認知症地域支援推進員等設置促進事業（平成23年度～）

認知症の人や家族への効果的な支援を行うために、医療と介護、地域の支援機関等の連携強化、本人や家族への相談業務等の地域における支援体制の構築を図ることを目的に配置している。

配置事業所	人数
ほやねっと中央北	1

(I) 認知症初期集中支援チーム等設置事業（平成26年度～）

高齢者宅を訪問し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的に医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を配置している。

【H30実績】

新規訪問件数（件）
251

(I) 認知症カフェ運営補助金交付事業（平成26年度～）

認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集う場所として「認知症カフェ」を運営する団体に対し補助金を交付している。

【H30実績】

団体数	実施回数（回）	延べ参加者数（人）
8	360	3,844

(6) 地域支援任意事業

介護者のつどい事業（平成12年度～）

要支援1・2及び要介護1から5までの在宅の要介護者の介護者を対象に、介護の仕方や健康に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流を通して在宅介護を支援している。

【H30実績】

開催回数（回）	参加者数（人）
19	173

認知症理解普及促進事業（平成22年度～）

認知症に対する正しい知識を広め、偏見のない住みやすい地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。企業や団体で、顧客に対応する従業員の半数以上が受講した場合、「認知症の人にやさしいお店等」として認定している。さらに、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者を対象としたステップアップ研修を開催し、知識の向上を図っている。

また、認知症理解普及啓発のための街頭キャンペーン等広報活動を実施するほか、普及啓発を行う団体に対して活動補助金を交付している。

【H30実績】

認知症サポーター養成講座		ステップアップ研修		活動補助金		認知症の人にやさしいお店等
実施回数 （回）	サポーター 養成数（人）	実施回数 （回）	受講者 数（人）	団体数 （件）	助成金額 （円）	団体数 （件）
138	5,121	1	20	4	250,000	109

### 認知症高齢者ひとり歩き見守り事業（平成 27 年度～）

高齢者の認知症による行方不明等の事案が多く発生していることから、地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、日頃からの見守りや適切な対応等が行える地域づくりを目的に、公民館区で実施する。

#### 【H30 実績】

実施地区（件）
8

### 認知症行方不明高齢者事前登録制度（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者の氏名・住所・身体的特徴等を事前に市に登録し、万が一、行方不明になった場合に早期発見と早期保護につなげる。

#### 【H30 実績】

登録人数（人）
249

### 成年後見制度支援事業（平成 12 年度～）

判断能力の不十分な高齢者を支援していくために、成年後見制度があり、申立ての手続きや必要な書類、費用などについての問い合わせ先は、福井家庭裁判所となっている。申立てをする親族がいない場合は、市長が申立てをし、後見人報酬を負担できない方には、その費用を市が助成している。

#### 【H30 実績】

申立件数（件）	報酬助成申請件数（件）
30	42

### 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（平成 17 年度～）

高齢者の虐待防止、早期発見及び早期対応のための支援方を充実させるため、保健、福祉、介護、医療をはじめ法曹、警察等の関係機関、関係諸団体の有機的な連携ネットワークを運営している。（「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」、平成 17 年 7 月設置）

#### 【H30 実績】

高齢者虐待事例相談件数（件）	虐待と判断した件数（件）
100	59

### 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（平成 15 年度～）

福井市シルバーハウジング（福町市営住宅 S 棟）に入居している高齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援するため、生活援助員（LSA）を派遣し、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等を行っている。

#### 【H30 実績】

入居世帯数（戸）	相談生活指導件数（件）	安否確認（件）
25	28	4,344

### 介護サービス事業者連絡会（平成13年度～）

介護サービス事業者の横の連携を強めることによって、質の高い介護保険サービスをスムーズに提供することを目的として、福井市介護サービス事業者連絡会が設立された。市ではこの事業者連絡会に対し、必要な支援を行っている。

#### 【H30実績】

会員数	講演会等	
	回数	参加者（人）
147 法人	5	420

### （7）介護予防・生活支援サービス事業

#### 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度～）

介護保険法の改正により、平成29年度から要支援者を対象にした訪問介護・通所介護が市の実施する地域支援事業に移行し、それぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施している。

#### 【H30実績】

サービス種別	延べ利用者数（人）
訪問型サービス	7,824
通所型サービス	22,690

#### 介護予防ケアマネジメント事業（平成29年度～）

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標達成に取り組んでいけるよう支援している。

#### 【H30実績】

	件数（件）
介護予防ケアマネジメント	18,280

### （8）地域密着型サービス

#### 地域密着型サービス事業者の指定

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を送れるように支援するため、市が地域密着型サービスを提供する事業者の指定を行っている。

（平成30年4月1日現在の指定状況）

指定地域密着型サービス事業者	数
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6
2. 夜間対応型訪問介護	1
3. 認知症対応型通所介護	24
4. 小規模多機能型居宅介護	32
5. 認知症対応型共同生活介護	34
6. 地域密着型介護老人福祉施設	12
7. 看護小規模多機能型居宅介護	6
8. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0
9. 地域密着型通所介護	38

#### 地域密着型サービス事業者等の指導監督

保険給付対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図るため、実地指導、監査、集団指導を実施している。

#### 【H30実績】

実地指導（回）	監査（回）	集団指導（回）
36	0	1



# 児 童 福 祉

## 1 幼児教育・保育

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園や認定こども園などの特定教育・保育施設における教育・保育の利用を希望する場合には、申請に基づき、市から支給認定を受ける必要がある。

< 支給認定区分 >

認定区分 (子ども・子育て支援法の根拠規定)	要件		給付内容	利用できる 特定教育・保育施設
	児童年齢	保育の必要性		
1号認定(第19条第1項第1号)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定(第19条第1項第2号)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定(第19条第1項第3号)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

市から保育の必要性の認定(2・3号認定)を受けるためには、子どもの保護者のいずれもが、次に掲げる保育の必要性の事由のいずれかに該当しなければならない。

< 保育の必要性の認定事由 >

事由	基準
就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
保護者の疾病、障がい	次のいずれかに該当すること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
就学	次のいずれかに該当すること。 ・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
育児休業による育児	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。
育休によらない育児	子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。

< 保育の必要量 >

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分する。

保育必要量	保育の利用時間(1日上限)	対象事由
保育標準時間	11時間まで	月120時間以上の就労 妊娠・出産(予定日3か月前~産後8週まで) 災害復旧
保育短時間	8時間まで	月64時間以上120時間未満の就労 求職活動 育児休業(産後8週~満1歳到達まで) 育休によらない育児(産後8週~満1歳到達まで)

(1) 特定教育・保育施設

ア) 公立保育園 (20か所、休園1か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
西部	80	花月2丁目	S24. 4	松本	70	幾久町	S33. 1
北部	100	松本2丁目	S27. 2	上北野	110	上北野1丁目	S36. 1
日之出	80	日之出5丁目	S27.10	啓蒙	160	開発1丁目	S39. 1
湊	60	光陽1丁目	S27.10	牧島	80	文京3丁目	S39.10
西藤島	120	三郎丸1丁目	S28.10	本郷	30	大年町	S30. 5
御幸	100	御幸2丁目	S29. 3	森田東	85	上森田4丁目	S29. 4
社	105	種池1丁目	S30. 3	森田浜	135	栗森町浜	S41. 4
花堂	休園	花堂北2丁目	S31. 4	森田栄	110	栄町	S48. 4
河合	80	山室町	S30. 3	みやま	100	境寺町	H17. 6
清明	60	江端町	S34. 4	森田栄 古市分園	29	古市3丁目	H30. 4
西安居	85	本堂町	S34. 4				

イ) 公立認定こども園 (7か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
六条	55	天王町	H28. 4	東藤島	90	藤島町	H30. 4
文殊	60	太田町	H28. 4	麻生津	110	浅水二日町	H31. 4
鶉	110	砂子坂町	H29. 4	東郷	120	東郷二ヶ町	H31. 4
棗	70	石新保町	H29. 4				

ウ) 私立保育園 (8か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
緑ヶ丘	30	鮎川町	S35. 4	仁愛	110	天池町	S49. 4
中藤	120	高木北4丁目	S40. 4	大和田	80	大和田町	H 8. 4
西光寺	60	左内町	S42. 9	曙	20	蒲生町	S43. 2
高木	100	高木北2丁目	S45. 8	ゆきんこ森田	100	石盛町	H27. 4

エ) 私立認定こども園 (56か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
昭和	160	みのり1丁目	H23. 4	玉ノ江	230	大島町柳	H28. 4
福井倭成	250	春日3丁目	H23. 4	社中央第二	95	運動公園1丁目	H28. 4
みどり	135	足羽1丁目	H23. 4	あさひ	160	梅野町	H28. 4
梅園	270	今市町	H23. 4	みづこし	145	豊岡1丁目	H28. 4
栄冠	95	大手3丁目	H25. 4	花園	130	松本1丁目	H28. 4
新田塚幼	297	新田塚2丁目	H27. 4	えばた	105	江端町	H28. 4
暁	200	久喜津町	H29. 4	さくらんぼ	125	高木中央2丁目	H28. 4
城之橋	85	日之出3丁目	H29. 4	杉の木台	180	中野1丁目	H28. 4
花園幼稚園	115	文京5丁目	H29. 4	鷹巣ひかり	105	西二ツ屋町	H28. 4
聖三一幼稚園	80	宝永2丁目	H30. 4	清水台	180	グリーンハイツ1丁目	H28. 4
光の子	110	日光2丁目	H30. 4	やわらぎ木田	130	木田2丁目	H28. 4
尾上幼稚園	90	松本4丁目	H30. 4	三心えんざん	145	今泉町	H28. 4

藤島幼稚園	253	経田2丁目	H30. 4	木の実	125	北四ツ居1丁目	H28. 4
藤島幼稚園 分園	17	新田塚町	H30. 6	千寿たんぼぼ	135	栗森2丁目	H28. 4
エンゼル 幼稚園	270	加茂河原3丁目	H31. 4	鹿苑	145	みのり2丁目	H29. 4
いずみ	145	若杉浜2丁目	H27. 4	文京	109	文京4丁目	H29. 4
竹里	125	成和1丁目	H27. 4	経田	160	二の宮3丁目	H29. 4
めぐみ	165	久喜津町	H27. 4	はちまん	110	月見4丁目	H29. 4
青い鳥	45	中央2丁目	H27. 4	あさむつ	96	下荒井町	H29. 4
さくら	155	文京1丁目	H27. 4	若草	116	城東2丁目	H29. 4
足羽東	136	東大味町	H27. 4	ゆりかご	160	灯明寺3丁目	H30. 4
あさかぜ	150	淵1丁目	H27. 4	岡保	120	河水町	H30. 4
三谷館	85	中央2丁目	H27. 4	日光	106	日光2丁目	H30. 4
エンゼル 保育園	135	西谷2丁目	H27. 4	ゆきんこ光陽	98	光陽2丁目	H30. 4
しみず	195	風巻町	H28. 4	ふじしま	130	四ツ井1丁目	H30. 4
ひまわり	150	足羽3丁目	H28. 4	中藤東	140	高柳3丁目	H30. 4
社中央第一	135	淵4丁目	H28. 4	新田塚	140	新田塚1丁目	H31. 4
和田	265	和田3丁目	H28. 4	めいりん	170	花堂東2丁目	H31. 4

認可定員は、1号、2号、3号認定の合計

#### オ) 公立幼稚園 (7か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年	施設名	認可定員	所在地	開設年
大安寺	70	田ノ谷町	S31	一乗	35	西新町	S26
麻生津	105	浅水二日町	S26	下宇坂	30	市波町	S25
鶉東部	40	仙町	S32	羽生	30	大宮町	S32
鷹巣	35	和布町	S22				

#### カ) 私立幼稚園 (4か所)

(平成31年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
聖徳	180	松本3丁目	S25. 4	常葉	210	花月1丁目	S62. 12
つぼみ	110	花月4丁目	S31. 5	報徳	140	手寄1丁目	S30. 11

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設のみ

(2) 保育時間帯表

ア) 昼間 保育園・認定こども園 (2・3号認定)

< 保育標準時間 >

	7:00	7:30	8:00	16:00	18:00	18:30	19:00	22:00
7時開所	利用可能な保育時間 7時～18時(11時間)					延長保育		
7時30分開所	利用可能な保育時間 7時30分～18時30分(11時間)					延長保育		

< 保育短時間 >

	7:00	7:30	8:00	16:00	18:00	19:00
7時開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)			延長保育	
7時30分開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)			延長保育	

イ) 幼稚園・認定こども園 (1号認定)

開園時間	閉園時間	
一時預かり (幼稚園型)	教育標準時間 4時間～(園によって異なる)	一時預かり (幼稚園型)

(3) 利用者負担額階層区分別入所児童数

2・3号認定

単位：人 (平成31年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳												
	A	B	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	D <sub>1</sub>	D <sub>2</sub>	D <sub>3</sub>	D <sub>4</sub>	D <sub>5</sub>	D <sub>6</sub>	D <sub>7</sub>	D <sub>8</sub>	D <sub>9</sub>
8,336	33	520	312	351	384	514	619	1,019	961	881	2,144	338	260

(広域委託児40人を含み、広域受託児47人を除く。)

1号認定

単位：人 (平成31年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳									
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
1,273	0	52	8	23	40	29	341	334	241	205

(広域委託児2人を含み、広域受託児46人を除く。)

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

2・3号認定の階層記号、1号認定の階層番号は、それぞれ(9)平成31年度 福井市利用者負担額表を参照

#### (4) 年齢別入所児童数

2・3号認定

単位：人（平成31年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
管内	保育園	公立	66	491	297	564	1,418
		私立	23	199	121	253	596
	認定 こども園	公立	10	126	82	160	378
		私立	263	2,211	1,163	3,267	5,904
	計			362	3,027	1,663	3,244
広域委託	保育園	公立	0	4	0	3	7
		私立	0	6	2	6	14
	認定 こども園	公立	0	1	0	0	1
		私立	2	6	5	5	18
	計			2	17	7	14
合計			364	3,044	1,670	3,258	8,336

（広域委託児40人を含み、広域受託児47人を除く）

1号認定

単位：人（平成31年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
幼稚園	公立			6	26	32	
	私立			40	93	133	
認定こども園	公立			4	22	26	
	私立			381	701	1,082	
計				431	842	1,273	

（広域委託児2人を含み、広域受託児46人を除く）

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

#### (5) 要保育児童数の推移

（平成31年4月1日現在）

年度	人口 (A) 人	就学前児童数 (B) 人	定員 (C) 人	入所児童数 (D) 人	定員充足率 (D/C) %	入所率 (D/B) %
28	265,521	13,689	8,684	7,889	90.8	57.6
29	264,906	13,519	9,044	8,039	88.7	59.5
30	263,847	13,223	9,249	8,151	88.1	61.6
31	263,109	12,968	9,504	8,336	87.7	64.3

2・3号認定のみ

## (6) 障がい児等保育

心身の発達に障がいのある幼児に対しては、早期から適切な療育を行い、成長、発達を積極的に促進させていくことが必要であり、また、保育園に入園した障がい児についても指導内容や方法、設備、施設の面で特別の配慮が必要となる。

本市では、家庭や専門機関との連携のもと、早期発見、早期支援を目指し、専門委員による面接等を通して障がい児及び保護者に対し適正な指導及び相談、判定を行いながら加配保育士制度による障がい児の保育を行っている。また、専門講師（保育カウンセラー）が訪園し、専門的な指導・助言を行い、障がい児保育の充実を図っている。

（障がい児等保育児童数：3月末現在）

単位：人

区分	28年度	29年度	30年度
公立	96	94	76
私立	134	131	107
計	230	225	183

## (7) 一時預かり事業

### ア 一般型

週平均3日程度断続的に家庭保育が困難となる児童や、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、保育を行っている。

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度
非定型的保育	3,822	3,924	2,423	3,398
緊急保育	1,296	1,194	1,478	1,368
私的理由保育	3,129	3,340	4,490	5,449
合計	8,247	8,458	8,391	10,215

### イ 幼稚園型

平成27年度から、従来の幼稚園における預かり保育の後継として実施。

教育標準時間認定（1号認定）を受けて特定教育・保育施設に在籍している子どもに対して、教育標準時間の前後に当該施設において保育を行っている。

	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者（延数）	6,150人	68,582人	89,799人	107,013人

## (8) 休日保育

就労形態の多様化に対応するため、認定こども園において、日曜日、国民の祝日等において保育を行っている。

	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者（延数）	287人	382人	288人	327人

(9) 令和元年度 利用者負担額(保育料)表

< 2号・3号認定 >

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額 単位:円)					
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)			保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)		
層	定義		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非 課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		上記以外の世帯	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
C階層	第1	市町村民税所得割額 24,300円未満 (市町村民税均等割課 税世帯を含む。)	ひとり親 世帯等 3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	9,100 (4,550)	6,100 (3,050)	8,900 (4,450)	6,000 (3,000)	9,900 (4,950)	6,000 (3,000)
	第2	市町村民税 所得割額 24,300円以上 48,600円未満	ひとり親 世帯等 3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	13,100 (6,550)	10,100 (5,050)	12,800 (6,400)	9,900 (4,950)	13,200 (6,600)	9,900 (4,950)
D階層	第1	市町村民税所得割額 48,600円以上64,700 円未満	ひとり親 世帯等 3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	16,400 (8,200)	13,500 (6,750)	16,100 (8,050)	13,200 (6,600)	16,100 (8,050)	13,200 (6,600)
	第2	市町村民税所得割額 64,700円以上77,101 円未満	ひとり親 世帯等 3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)
		市町村民税所得割額 77,101円以上80,800円未満	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)
	第3	市町村民税所得割額 80,800円以上97,000円未満	27,200 (13,600)	24,300 (12,150)	26,700 (13,350)	23,800 (11,900)	26,700 (13,350)	23,800 (11,900)
	第4	市町村民税所得割額 97,000円以上121,000円未満	33,400 (16,700)		32,800 (16,400)		32,800 (16,400)	
	第5	市町村民税所得割額 121,000円以上145,000円未満	36,700 (18,350)	30,000 (15,000)	25,900 (12,950)	36,000 (18,000)	29,400 (14,700)	25,400 (12,700)
第6	市町村民税所得割額 145,000円以上169,000円未満	41,100 (20,550)		40,400 (20,200)		40,400 (20,200)		

第7	市町村民税所得割額	45,600	31,600	26,400	44,800	31,000	25,900
	169,000 円以上 301,000 円未満	(22,800)			(22,400)		
第8	市町村民税所得割額	48,600	(15,800)	(13,200)	47,700	(15,500)	(12,950)
	301,000 円以上 397,000 円未満	(24,300)			(23,850)		
第9	市町村民税所得割額	54,900			53,900		
	397,000 円以上	(27,450)			(26,950)		

表中( )内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

(2) 多子軽減

当該世帯内で施設(保育園、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限(小学校就学前まで)がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(第一子の年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

(3) すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。

<1号認定>

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額 単位:円)	
階層	定義		
第1	生活保護法による被保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	2,000 (0)
第3	市町村民税所得割額 24,300円以下	ひとり親世帯等	1,650 (0)
		上記以外の世帯	3,000 (1,500)
第4	市町村民税所得割額 24,301円以上 48,600円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	4,700 (2,350)



第 5	市町村民税所得割額 48,601 円以上 64,700 円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	6,300 (3,150)
第 6	市町村民税所得割額 64,701 円以上 77,100 円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	8,100 (4,050)
第 7	市町村民税所得割額 77,101 円以上 144,100 円以下		13,600 (6,800)
第 8	市町村民税所得割額 144,101 円以上 211,200 円以下		15,800 (7,900)
第 9	市町村民税所得割額 211,201 円以上 301,000 円以下		18,400 (9,200)
第 10	市町村民税所得割額 301,001 円以上		21,000 (10,500)

表中( )内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

(2) 多子軽減

幼稚園年少(3歳児)から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから数えて順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合、の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限(小学校第3学年まで)がなくなり、年齢に関わらず「保護者と生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等については、の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(第一子の年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

(3) すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。

## 2 子育て支援

### (1) 児童手当の給付

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を給付する。

(手当額)		(月額)
0～3歳未満(3歳誕生日まで)		15,000円
3歳～小学校終了前	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限世帯		5,000円

(給付実績)		
年度	受給者数	給付額
28年度	19,856人	4,267,895千円
29年度	19,382人	4,188,880千円
30年度	19,024人	4,115,885千円

### (2) 子ども医療費の助成

子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、中学校修了前までの子どもに対し、医療費等の一部を助成する。

・自己負担 小中学生には自己負担あり

通院 1月・1医療機関(薬局を除く)あたり500円

入院 1月・1医療機関(薬局を除く)あたり500円×8日まで(500円×8日=月4,000円を上限)

(助成実績)			
年度	受給対象者数	助成件数	助成額
28年度	35,204人	393,765件	750,408,543円
29年度	34,730人	372,426件	707,199,192円
30年度	34,127人	382,753件	765,981,726円

### (3) 未熟児養育医療の給付

医師に入院養育が必要と認められた未熟児に対し、医療費等の一部を給付する。

(給付実績)			
年度	助成件数	支払額	うち、自己負担額 (子ども医療費等により公金振替)
28年度	217件	19,736,159円	3,721,580円
29年度	197件	18,946,133円	3,457,750円
30年度	180件	18,354,816円	3,716,291円

#### (4) 児童相談

(相談件数：実件数)

年度	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談						
28年度	99件	491件	3件	2件	1件	104件	11件	711件
29年度	109件	687件	10件	12件	5件	174件	33件	1,030件
30年度	154件	779件	3件	4件	8件	128件	38件	1,114件

#### (5) 子育て支援等相談事業

「男女共同参画・子ども家庭センター」内の子育て支援室・相談室で、子育てや家庭及び女性に関する相談業務を実施し、情報提供や助言等の適切な支援を行う。

(相談件数：延件数)

事業内容		28年度	29年度	30年度
子育て支援室		18,213名(同伴者を含む)	17,801名(同伴者を含む)	16,598名(同伴者を含む)
相談室	子ども相談	771件	1,348件	1,832件
	女性相談	705件	957件	921件
	専門相談(小児科・発達・弁護士)	151件	96件	96件
	子育てママダイヤル	265件	209件	197件

#### (6) 病児保育事業(病児保育施設送迎サービス含む)

病気治療中又は病気回復期にあり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった児童について、一時的受入れ先を確保することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としている。

また、保育園等において保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師が保護者に代わって送迎を行うことで保護者の子育てと就労の両立を図る病児保育施設送迎サービスを実施した。

〔病児保育実施施設〕

- ・福井県済生会乳児院(病後児保育)
- ・福井総合クリニック(病後児保育)
- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス(病後児・病児保育)
- ・大滝病院 病児保育園(病後児・病児保育)

(延利用人数) 単位：人

年度	28年度	29年度	30年度
病後児保育	1,278	1,343	1,181
病児保育	4,379	4,172	4,441

〔病児保育施設送迎サービス実施施設〕

- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス

(延利用人数) 単位：人

28年度	29年度	30年度
2	1	2

## (7) 子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育することによって、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

- ・ショートステイ：24時間体制で養育し、利用期間は月7日以内とする。
- ・トワイライトステイ：基本的に17時～22時まで養育し、利用期間は6ヵ月以内とする。

〔実施施設〕

- ・福井県済生会乳児院（3歳未満）
- ・ふれ愛園（平成29年10月から「ほほ咲みの郷」）（3歳以上）
- ・吉江学園（3歳以上）

年度	(延利用人数)		
	28年度	29年度	30年度
ショートステイ	233	190	258
トワイライトステイ	2	36	11

単位：人

## (8) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流の場と、子育てに関する支援情報の提供など、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを行うことにより、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができることを目的としている。

〔実施施設〕

- ばんだルーム、ひよこ広場、ぴょんぴょんルーム、  
 すくすくキッズ、A O S S A子ども家庭センター子育て支援室・相談室、  
 おやこの広場 あ・の・ね、赤とんぼ、たんぼぼ広場、  
 ハーツきっず羽水・学園・志比口、きのこルーム

28年度	(延利用人数)	
	29年度	30年度
147,509	130,579	133,995

単位：人

## (9) すみずみ子育てサポート事業

社会的にやむを得ない事由により、児童を養育できない保護者に対し、一時預かりや家庭支援などのサービスを提供することにより、子育て家庭の経済的・精神的負担を軽減することを目的としている。

〔実施施設〕

- ・福井市（の～び・のび）
- ・シルバー人材センター（ひだまりの家、えくぼ、家庭支援サービス）
- ・ベビーシッターサービスきらきらぼし
- ・福井県民生活協同組合（ハーツきっず羽水、ハーツきっず学園、ハーツきっず志比口、きらめきくらしのサポート）
- ・社会福祉法人 町屋福祉会（託児所「くるみ」）
- ・社会福祉法人 新清会（こどもの国 あさむつ苑）
- ・アイビーエージェント株式会社（託児所「とらいあぐる」）
- ・株式会社Select（すまいいきっず）

28年度	(延利用人数)	
	29年度	30年度
23,177	21,844	22,633

単位：人

### 3 児童健全育成

#### (1) 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康及び体力を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。また、各児童館で、保護者が共働きなどで学校から家に帰っても誰もいない家庭の児童を対象に、放課後児童会事業を実施している。

開館日等

毎週月曜日から金曜日まで（12時から18時まで）

長期休暇中（春休み・夏休み・秋休み・冬休み）及び土曜日（8時30分から18時まで）

平成11年5月から放課後児童会時間延長事業を実施している（希望者のみ。別途保護者負担あり）。

休館日 日曜日、祝日、年末年始

指定管理者 （福）福井市社会福祉協議会（くりのみ児童館を除く）（福）竹伸会（くりのみ児童館）

児童館一覧

（H31.4.1現在）

児童館名	所在地	児童館名	所在地
つばき	種池2丁目309	あさがお	浅水町107-12-1
ひまわり	文京6丁目20-21	たんぼぼ	和田1丁目7-26
さざんか	春日町221-2	すみれ	上野本町2丁目1302
とちのき	松本1丁目30-24	どんぐり	北四ツ居2丁目7-14
もくせい	太田町14-7	くるみ	若杉4丁目2102
とまと	大瀬町24-5-1	つくし	西堀町8-107
すいせん	灯明寺2丁目2109	すぎのこ	市波町25-3-4
すずらん	江端町29-101	くりのみ	グリーンハイツ9丁目165
ふじ	高木北2丁目1106	まきやま	東郷二ヶ町25-16
もみじ	新保1丁目920	たけのこ	砂子坂町5-58
こすもす	日之出5丁目14-1	さくらんぼ	林町48-25
くすのき	花堂北2丁目5-3	ちゅうりっぷ	荒木新保町45-7-1
たちばな	光陽1丁目25-29	まつのき	松本4丁目8-4

平成28年4月1日から春山小学校及び足羽小学校、平成30年4月1日から旭小学校の余裕教室等を活用し、遊びを通して心身ともに健やかな児童を育成することを目的とした、げんキッズ育成事業を実施している。（事業実施時間及び事業休止日は児童館と同様）

名称	所在地
さくらじどうかん	文京3丁目13番1号（春山小学校内）
あじさいじどうかん	足羽3丁目1番1号（足羽小学校内）
さつきじどうかん	手寄2丁目2番5号（旭小学校内）

## (2) 児童クラブ

児童クラブは、児童館以外の場所（学校の余裕教室等）を利用して、留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供している。

	名 称	所 在 地		運営団体
1	社児童クラブ	下江守町	社西小学校内	地区社協
2	安居児童クラブ	本堂町	安居小学校内	地区運営委員会
3	国見児童クラブ	鮎川町	緑ヶ丘保育園内	社会福祉法人
4	清水西児童クラブ	大森町	旧清水西保育園内	社会福祉法人
5	啓明児童クラブ	朝谷町	美山啓明幼稚園内	社会福祉法人
6	順化児童クラブ	大手3丁目	順化小学校内	社会福祉法人
7	鷹巣児童クラブ	大窪町	民家	社会福祉法人
8	殿下児童クラブ	風尾町	殿下小中学校内	地区運営委員会
9	一乗児童クラブ	西新町	一乗小学校内	地区運営委員会
10	越廼児童クラブ	茶崎町	越廼保健センター内	地区運営委員会
11	社南児童クラブ江守の里	江守の里1丁目	社会福祉法人施設内	社会福祉法人
12	のびっ子クラブ中藤	高柳3丁目	中藤小学校内	NPO法人
13	のびっ子クラブ社南	淵4丁目	旧至民中学校内	NPO法人
14	のびっ子クラブ清明	江端町	旧清明公民館内	NPO法人
15	のびっ子クラブ豊	月見3丁目	豊小学校内	NPO法人
16	河合児童クラブ	山室町	河合小学校内	地区運営委員会
17	わかば児童クラブ	灯明寺1丁目	旧明新公民館内	地区運営委員会
18	木田児童クラブ	春日町	旧木田公民館内	地区運営委員会
19	岡保児童クラブ	河水町	岡保幼小学校内	地区運営委員会
20	清水南児童クラブ	真栗町	清水南小学校内	NPO法人
21	森田児童クラブ	八重巻中町	八重巻公会堂内	地区運営委員会
22	なつめ児童クラブ	石新保町	棗中学校内	地区運営委員会
23	大安寺児童クラブ	田ノ谷町	大安寺幼稚園内	地区運営委員会
24	和田児童クラブ	和田東1丁目	旧和田公民館内	地区運営委員会
25	社北児童クラブ	若杉4丁目	社北小学校内	地区運営委員会
26	六条児童クラブ	上筋生田町	六条小学校内	地区運営委員会
27	まつもと児童クラブ	町屋3丁目	松本小学校内	社会福祉法人
28	わかば第2児童クラブ	灯明寺1丁目	旧明新公民館内	地区運営委員会
29	第2木田児童クラブ	木田1丁目	旧木田保育園内	地区運営委員会
30	日新児童クラブ	文京5丁目	日新小学校内	地区運営委員会
31	東安居児童クラブ	水越2丁目	東安居小学校内	NPO法人
32	ハーツきっず日之出児童クラブ	日之出5丁目	日之出小学校内	福井県民生活協同組合
33	円山なごみ児童クラブ	北四ツ居3丁目	円山小学校内	地区運営委員会
34	森田第2児童クラブ	下森田新町	福井市森田会館内	地区運営委員会
35	のびっ子クラブ中藤第2	高柳3丁目	中藤小学校内	NPO法人

36	ハーツきっず湊児童クラブ	学園1丁目	湊小学校内	福井県民生活協同組合
37	のびっ子クラブ清たん	江端町	旧清明公民館内	NPO法人
38	わかば第3なかよし児童クラブ	灯明寺1丁目	明新小学校内	地区運営委員会
39	森田第3児童クラブ	下森田新町	森田小学校内	NPO法人
40	上文殊児童クラブ	生部町	上文殊小学校内	社会福祉法人
41	社第2児童クラブ	下江守町	社西小学校内	地区社協
42	ハーツきっず啓蒙児童クラブ	開発1丁目	啓蒙小学校内	福井県民生活協同組合
43	社南児童クラブあさかぜ	淵1丁目	認定こども園あさかぜ内	社会福祉法人
44	本郷児童クラブ	大年町	本郷小学校内	地区運営委員会
45	和田第2児童クラブ	勝見3丁目	いちごの森内	医療法人
46	わかば第4なかよし児童クラブ	灯明寺1丁目	明新小学校内	地区運営委員会
47	のびっ子クラブ豊第2	月見3丁目	豊小学校内	NPO法人
48	のびっ子クラブ中藤第3	高柳3丁目	中藤小学校内	NPO法人
49	森田第4児童クラブ	下森田新町	森田小学校内	NPO法人
50	森田第5児童クラブ	下森田新町	森田小学校内	NPO法人
51	さざんかクラブ	木田1丁目	木田小学校内	福井市社会福祉協議会
52	こすもすクラブ	日之出5丁目	日之出小学校内	福井市社会福祉協議会
53	あさがおクラブ	浅水二日町	麻生津小学校内	福井市社会福祉協議会

### (3) 児童小遊園遊具整備費補助事業

児童の健全育成を支援するため、地域の神社や寺院の敷地等に遊具を設置している自治会に、遊具の整備に要する費用の一部を補助する。

(遊具整備状況)

	28年度	29年度	30年度
所有自治会数	152自治会	148自治会	148自治会
増設	1カ所	-	2カ所
取替	2カ所	-	-
修繕	3カ所	8カ所	6カ所
撤去	2カ所	5カ所	1カ所

### (4) 地域組織活動育成事業(母親クラブ)

地域の児童の健全育成を図るため、親子及び世代間の交流や文化活動、児童養育に関する研修活動等の取組に対し、1クラブあたり10万円を補助した。

- 主な活動
1. 親子及び世代間の交流・文化活動
  2. 児童養育に関する研修活動
  3. 児童の事故防止のための活動
  4. その他・児童福祉の向上に寄与する活動

(母親クラブ数)

28年度	29年度	30年度
8カ所	8カ所	7カ所

# 母子福祉等

## 1 児童扶養手当の給付

ひとり親家庭、あるいは父または母が極めて重度の障がいにある家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童を監護している父親や母親、あるいは父または母に代わってその児童を養育している人に、児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで手当を給付する（所得制限有り）

（手当額）

	全部支給	一部支給
児童1人	42,910円	42,900円～10,120円
児童2人	10,140円	10,130円～5,070円
児童3人以降	6,080円	6,070円～3,040円

（給付実績）

年度	受給対象者数	支給額
28年度	2,239人	973,313千円
29年度	2,161人	965,813千円
30年度	2,088人	930,986千円

## 2 母子家庭等医療費等の助成

母子家庭、父子家庭、養育者家庭及び一人暮らしの寡婦等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成する（所得制限有り）

（助成実績）

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
28年度	6,018人	54,820件	153,491,994円
29年度	5,795人	51,716件	144,398,240円
30年度	5,495人	50,117件	142,936,336円

## 3 母子相談

母子・父子自立支援員1人を配置し、ひとり親家庭等の自立のため各種の相談、助言等の支援を行う。

（相談件数）

年度	件数（実人数）
28年度	1,615件（364人）
29年度	1,351件（347人）
30年度	1,610件（343人）



## 4 母子家庭自立支援事業

ひとり親家庭等の自立を支援するため、指定された講座の受講者に対し、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を給付する。

(給付実績)

年度	自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金	
	受給者数	助成額	受給者数	助成額
28年度	0人	0円	5人	5,392,000円
29年度	4人	140,400円	5人	4,871,000円
30年度	3人	99,388円	1人	1,200,000円

## 5 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、一時的な生活援助や保育サービス等を必要とする場合に、生活を支援する家庭生活支援員を派遣する。

(派遣実績)

年度	延回数
28年度	524 回
29年度	421 回
30年度	291 回

## 6 母子生活支援事業

母子生活支援施設において、DV被害者等の母子の社会適応を図るため、母親と児童への援助、指導、母子のグループ指導等を実施し、入所者の自立支援を行う。

年度	入所世帯数(人数)
28年度	0世帯 (0人)
29年度	1世帯 (2人)
30年度	1世帯 (2人)

## 7 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行う。

平成28年度から30年度は新規貸付の実績なし。

# 国民健康保険

## 1 被保険者の概況

(年度平均)

区 分	28 年 度	29 年 度	30 年 度
被 保 険 者 数 加 入 率	52,651人 19.80%	49,831人 18.79%	47,525人 17.99%
世 帯 数 加 入 率	33,003世帯 32.63%	31,832世帯 31.14%	30,848世帯 29.91%

## 2 保険税賦課基準

(平成30年度)

区 分	課 税 対 象	税 率		
		医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分
所 得 割	課税総所得金額	100分の7.89	100分の2.4	100分の2.95
資 産 割	土地家屋の固定資産税額	100分の2.9		
均 等 割	被保険者1人につき	29,900円	8,200円	9,900円
平 等 割	1世帯につき	17,400円	5,400円	6,000円

## 3 保険税賦課状況

(平成30年度)

賦 課 期 日	4月1日
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)
賦 課 方 式	4方式(所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額)
賦 課 限 度 額	医療分 58万円、支援分 19万円、介護分 16万円
限度額超過世帯数	医療分 659世帯、支援分 537世帯、介護分 438世帯

## 4 保険税収納状況(現年課税分)

(各年度末)

区 分	28 年 度 決 算 額	29 年 度 決 算 額	30 年 度 決 算 額
調 定 額	5,581,361,000円	5,331,401,998円	4,969,922,700円
収 納 額	5,090,173,247円	4,909,184,186円	4,625,896,584円
収 納 率	91.20%	92.08%	93.08%
1世帯当たり調定額	169,117円	167,486円	161,110円
1人当たり調定額	106,007円	106,990円	104,575円

## 5 低所得世帯の保険税軽減状況

(平成30年度)

区 分	軽 減 額	被 保 険 者 数	世 帯 数
7 割 軽 減	462,006,510円	11,003人	8,462世帯
5 割 軽 減	211,573,500円	7,898人	4,517世帯
2 割 軽 減	63,437,220円	5,909人	3,427世帯
計	737,017,230円	24,810人	16,406世帯

## 6 保険給付の種類

(平成30年度)

### (1) 療養の給付

年齢	給付割合
未就学児	8割
就学児から69歳まで	7割
70歳以上	8割 現役並み所得者は7割

### (2) 給付の内容

診療、治療材料の支給、処置手術、その他の治療、  
病院または診療所への収容、看護、移送、柔整、鍼灸の施術

### (3) 高額療養費の支給

昭和50年1月実施

### (4) 出産育児一時金の支給

分娩年月日	出産・満22週以降の死産	満12週以降22週未満の死産
分娩施設	H21.10.1~	H21.10.1~
産科医療補償 制度加入施設	420,000円	分娩年月日 ~ H26.12.31 390,000円 分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円
産科医療補償 制度未加入施設	分娩年月日 ~ H26.12.31 390,000円 分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円	

(5) 葬祭費の支給 1件 50,000円

## 7 保険給付状況

### (1) 一般被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	705,446件	19,185,715,701円	14,025,085,917円	4,712,585,667円	448,044,117円
29	676,090件	18,910,155,625円	13,809,662,513円	4,713,435,256円	387,057,856円
30	674,386件	18,512,860,318円	13,541,007,077円	4,599,010,346円	372,842,895円

### (2) 退職被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	27,356件	672,572,356円	469,572,708円	191,869,038円	11,130,610円
29	15,029件	382,008,107円	266,798,900円	108,774,589円	6,434,618円
30	6,943件	166,784,676円	116,338,743円	47,563,918円	2,882,015円

### (3) 高額療養費給付状況

(各年度末)

年 度	一 般 被 保 険 者 分		退 職 被 保 険 者 分		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
28	33,504件	2,061,397,000円	941件	76,666,473円	34,445件	2,138,063,473円
29	32,099件	2,046,768,203円	493件	44,712,767円	32,592件	2,091,480,970円
30	33,556件	2,020,794,614円	252件	18,713,086円	33,808件	2,039,507,700円

### (4) その他の保険給付費

(各年度末)

年 度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
28	171件	71,298,562円	309件	15,450,000円	480件	86,748,562円
29	156件	64,151,018円	280件	14,000,000円	436件	78,151,018円
30	114件	47,650,830円	282件	14,100,000円	396件	61,750,830円

## 8 国民健康保険基金

国民健康保険の保険給付に要する費用に不足を生じた際の財源とするため、各会計年度において生じた剰余金の範囲内で基金として積み立てをする。

平成29年度末 現在残高	平成30年度		平成30年度末 現在残高
	積立額	処分額	
18,659,823円	4,668円	0円	18,664,491円

# 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳～74歳までの方が加入する医療保険制度である。制度の運営は福井県内のすべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町と役割分担して実施している。

## 1 被保険者の概況 (平成30年度末)

区 分	30 年 度
7 5 歳 以 上	38,486人
障 害 認 定	883人
計	39,369人

## 2 保険料賦課基準 (平成30年度末)

区 分	賦 課 対 象	料 率
所 得 割	賦課のもととなる所得金額	100分の8.1
均 等 割	被保険者1人につき	45,000円

## 3 保険料賦課状況 (平成30年度末)

賦 課 期 日	4月1日		
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)		
賦 課 方 法	旧ただし書き方式(所得割、均等割の合計額)		
賦 課 限 度 額	62万円	限度額を超える被保険者数	544人

## 4 保険料収納状況(現年課税分) (平成30年度末)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	1 人 当 たり 調 定 額
30 年 度	2,749,379,500円	2,738,837,590円	99.62%	69,836円

## 5 低所得者の保険料軽減状況 (平成30年度末)

均等割軽減	9 割 軽 減	8 . 5 割 軽 減	5 割 軽 減	2 割 軽 減	被 用 者 保 険 の 被 扶 養 者	小 計
30 年 度	6,098人	8,870人	4,604人	3,944人	2,180人	25,696人

所得割軽減	2 割 軽 減		小 計	保 険 料 軽 減 者 合 計
	均 等 割 軽 減 あ り	均 等 割 軽 減 な し		
30 年 度	0人	0人	0人	25,696人

## 6 申請・届出受付状況 (平成30年度末)

区 分	資 格 関 係	給 付 関 係	そ の 他	計
30 年 度	3,171件	5,706件	1,654件	10,531件

福井県後期高齢者医療広域連合提出分

# 国民年金

## 1 基礎年金

国民年金は、従来は被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていたが、昭和61年4月1日の国民年金法改正に伴い、被用者年金制度の被保険者等及び被扶養配偶者も国民年金の被保険者となった。老齢・障害・死亡についての年金給付として「基礎年金」が支給される。

### 加入状況

(平成31年3月31日現在)

加入者数			計
第1号加入者	任意加入者	第3号被保険者	
25,956人	285人	13,634人	39,875人

### 納付状況

(平成31年3月31日現在)

年度	納付対象月数	納付実施月数	納付率
28	210,086	148,868	70.9 %
29	196,857	143,079	72.7 %
30	189,253	140,089	74.0 %

### 保険料免除状況

(平成31年3月31日現在)

年度	法定免除	申請免除	若年者納付猶予	学生納付特例	計	免除率
28	2,419	4,479	996	3,442	11,336	41.0 %
29	2,451	4,120	1,121	3,508	11,200	42.1 %
30	2,497	3,942	1,136	3,603	11,178	43.1 %

### 免除申請等所得基準額

〔申請免除〕

本人、配偶者及び世帯主の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることでいずれかの免除となる。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 22万円	全額免除
所得 : 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4分の3免除
所得 : 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	半額免除
所得 : 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4分の1免除

〔納付猶予制度〕

本人(50歳未満)及び配偶者の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることで納付猶予となる。

平成28年6月分までの申請については、本人(30歳未満)。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 22万円

〔学生納付特例制度〕

学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されることで学生納付特例となる。

(基準額) 所得 : 118万円 + 扶養親族等数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

## 国民年金裁定請求受給要件

(平成31年4月1日現在)

給付名	受給要件	年金額
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として保険料納付済期間・カラ期間・保険料免除期間を合算し、25年以上(平成29年8月1日からは、10年以上)ある場合は65歳から支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>:平成20年度までは1/3、平成21年度からは1/2</li> <li>:平成20年度までは1/2、平成21年度からは5/8</li> <li>:平成20年度までは2/3、平成21年度からは3/4</li> <li>:平成20年度までは5/6、平成21年度からは7/8</li> </ul> </li> </ul>	$\{780,100 \times (\text{納付月数} + \text{全額免除月数} \times 1/2 + 3/4 \text{免除月数} \times 5/8 + \text{半額免除月数} \times 3/4 + 1/4 \text{免除月数} \times 7/8)\} \div (\text{加入可能年数} \times 12)$
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>初診日において国民年金の被保険者であること</li> <li>初診日の前々月までに3分の2以上の保険料の納付済期間(免除期間等含む)があるか、又は初診日の前々月までの1年間に未納がなく、障害等級に該当する障害状態となったとき支給</li> <li>20歳前の傷病により、年金の障害等級に該当する障害の状態に該当するときは20歳から支給</li> </ul>	1級 975,125円 2級 780,100円 (子の加算有) 1~2人 各224,500円 3人以降 各74,800円
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の納付期間及び免除期間が加入期間の3分の2以上ある人が亡くなったときに、死亡した者によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫または子に支給 子とは18歳に到達する年度末までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者をいう</li> </ul>	780,100円 (子の加算有) 1~2人 各224,500円 3人以降 各74,800円
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けず死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給</li> </ul>	夫が受けられる 老齢基礎年金の3/4

## 2 福祉年金

福祉年金は、昭和34年の制度創設から今日に至るまで幾度かの制度を経て、内容の充実が図られてきた。なお、障害福祉年金及び母子福祉年金は、昭和61年4月の年金制度改正により、それぞれ障害基礎年金・遺族基礎年金へ移行した。

### 受給要件

(平成31年4月1日現在)

種別	要件	年金額
老齢福祉年金	原則として明治44年4月1日までに生まれた者	399,700円 所得制限及び公的年金併給制限により一部または全額停止あり

## 3 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設された。

### 受給要件

(平成31年4月1日現在)

種別	要件	年金額
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</li> <li>昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当した者に限る。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給できる者は対象外</li> </ul>	1級 52,150円(月額) 2級 41,720円(月額) 一定額以上の所得及び老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、半額または全額停止あり

# 介 護 保 険

## 1 第1号被保険者の概況

(平成31年3月末現在)

65歳以上75歳未満 (人)	36,117
75歳以上85歳未満 (人)	25,469
85歳以上 (人)	13,578
(再掲)外国人被保険者	404
(再掲)住所地特例被保険者	175
計	75,164

## 2 要介護認定者数

(3月末現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者総数(人)	13,621	13,441	13,858
内訳			
要支援1	1,594	1,309	1,449
要支援2	1,771	1,715	1,915
要介護1	2,534	2,672	2,668
要介護2	2,560	2,562	2,508
要介護3	2,062	2,049	2,055
要介護4	1,851	1,881	1,960
要介護5	1,249	1,253	1,303

## 3 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護保険法の定めにより介護保険事業計画に基づき3年ごとに設定される。

第7期福井市介護保険事業計画に基づく保険料(平成30~令和2年度)は、保険料の上昇幅をできるだけ抑制するため、基金の取り崩しや低所得者層の方の保険料率に配慮しながら保険料月額(基準額)を6,300円に設定した。

### 介護保険料基準額の推移

年度	第2期 平成15~17年度	第3期 平成18~20年度	第4期 平成21~23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度
基準額(円/月)	3,600	4,400	4,400	5,560	6,100	6,300
年額(円)	43,200	52,800	52,800	66,720	73,200	75,600

### 介護保険料の所得段階

所得段階区分		保険料率	年額(円)
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.225	17,010
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 × 0.525	39,690
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	基準額 × 0.675	51,030
第4段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	64,260
第5段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で第4段階に該当しない方	基準額	75,600
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.15	86,940
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	94,500
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	113,400
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.55	117,180
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 × 1.75	132,300
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方	基準額 × 1.85	139,860
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上の方	基準額 × 2.00	151,200



## 4 納 期

特別徴収（年金年額18万円以上）

仮徴収 = 4月、6月、8月

本徴収 = 10月、12月、2月

普通徴収（年金年額18万円未満、65歳到達・転入により資格取得した当初の一定期間）

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の月末納期の年8期払い

## 5 保険給付の種類

### 居宅サービス

訪 問 介 護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う。
訪 問 入 浴 介 護 介護予防訪問入浴介護	入浴設備を積んだ入浴車が居宅を訪問して、入浴の介助を行う。
訪 問 看 護 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、療養上の管理指導を行う。
通 所 介 護 ( デ イ サ ー ビ ス )	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション ( デ イ ケ ア )	主治医の判断にもとづき、日帰りで医療機関等のデイケアセンターなどに通い、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 ( ショートステイ )	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 ( ショートステイ )	老人保健施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等で、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をを行う。
福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与	居宅で可能な限り自立した日常生活が送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与する。 1歩行器 2歩行補助つえ 3手すり（取り付けに工事不要なもの） 4スロープ（段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの） 5車いす 6車いす付属品（クッション、電動補助装置など）7特殊寝台 8特殊寝台付属品（マットレスなど） 9床ずれ防止用具（エアーマットなど） 10体位変換器 11認知症高齢者徘徊感知機器 12移動用リフト 13自動排泄処理装置 5～12の品目は原則、要介護2～5の方のみ利用可。 13の装置のうち便を吸引できるものは原則、要介護4・5の方のみ利用可。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に用いる用具の購入費の一部を支給する。 ・ 腰掛便座 ・ 入浴補助用具 ・ 移動用リフトのつり具の部分 ・ 簡易浴槽 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
住 宅 改 修 費 介護予防住宅改修費	居住する住宅に、手すりを取り付けるなどの小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を支給する。 ・ 廊下や階段、浴室等への手すり設置 ・ 段差の解消 ・ 滑り防止のための床または通路面の床材の変更 ・ 洋式便器等への便器の取り替え ・ 引き戸等への扉の取り替え

居宅介護支援 介護予防支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成するとともに、計画にもとづくサービス提供確保のため、サービス事業者等と連絡調整を行う。
------------------	---

### 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況、環境等に応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の利用者に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行う。
夜間対応型訪問介護	巡回又は備え付けの通報装置による連絡等で、夜間専用の訪問介護を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等の入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う。
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターなどに日帰りを通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話と機能訓練を行う。

### 施設サービス

指定介護老人福祉施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。
指定介護療養型医療施設	入院する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療を行う。
介護医療院	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。

### 特定入所者介護（予防）サービス費

低所得者に対して、介護保険施設やショートステイを利用する場合の「食費」・「居住費・滞在費」について、負担が過重にならないよう軽減された負担限度額が設定される。

### 高額介護（予防）サービス費

要介護者や要支援者が支払った自己負担額が所定の上限を超えた分は、高額介護（予防）サービス費として払い戻される。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された上限額が設定される。

### 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険上の世帯を単位とし、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、超えた金額が払い戻される。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された限度額が設定される。

## 6 保険給付状況

### (1) 居宅介護(予防)サービス費(住宅改修費及び福祉用具購入費は除く)

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	284,099	9,579,210,512
29	273,711	9,476,712,849
30	265,497	9,343,392,051

### (2) 地域密着型(予防)サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	24,143	3,963,429,161
29	26,397	4,471,106,258
30	28,104	4,810,459,622

### (3) 施設介護サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	29,516	7,520,087,290
29	28,737	7,393,665,966
30	28,660	7,460,855,928

### (4) 居宅介護(予防)住宅改修費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	821	74,017,232
29	726	65,194,171
30	691	60,829,661

### (5) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	823	21,023,259
29	804	21,095,496
30	892	21,780,369

### (6) 特定入所者介護(予防)サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	16,286	610,358,278
29	15,937	572,245,149
30	16,273	575,215,616

### (7) 高額介護(予防)サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
28	37,182	388,532,543
29	37,355	392,160,948
30	37,248	425,679,892

## (8) 高額医療合算介護(予防)サービス費

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	1,552	40,257,131
29	2,080	61,515,810
30	1,708	49,672,836

## 7 居宅サービス利用者負担軽減事業

利用者負担額の2分の1を市が助成することにより、低所得者の自己負担額を軽減し、併せて居宅サービス利用の機会拡大を図る。

【施行】 平成15年7月1日

【対象者】 以下の条件をすべて満たす人

世帯全員が市民税非課税(生活保護受給者を除く)

世帯収入が130万円未満(世帯が2人以上の場合は1人につき75万円を上乗せ)

世帯で保有する預貯金の額が300万円以下

本人に地代等の不動産所得がないこと

本人が負担能力のある親族等に扶養されていないこと

本人が介護保険料を滞納していないこと

本人が給付制限を受けていないこと

【対象サービス】訪問介護、訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護、訪問看護/介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、訪問型予防給付相当サービス、通所型予防給付相当サービス、訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービス、短期集中予防サービス

【助成額】 利用者負担額(1割)の2分の1

【事業実績】 認定者数 281人

年 度	件 数 ( 件 )	保険者負担額 ( 円 )
28	3,250	10,706,356
29	2,794	9,365,493
30	2,943	9,704,507

## 8 すこやか介護用品支給事業

要支援以上の常時おむつを使用している在宅の高齢者及び40歳から64歳の第2号被保険者で要支援以上の市民税非課税世帯の者に介護用品(紙おむつ等)の購入費用を補助し、快適な在宅生活の維持を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的としている。

年 度	登録者数(人)	保険者負担額(円)
28	3,758	66,755,152
29	3,835	74,192,335
30	3,868	74,443,159

## 9 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き相談に応じるなど、介護サービスの質的向上を図ることを目的に活動を行っている。

- 【設置】 平成15年6月1日
- 【委嘱】 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
- 【相談員】 11名（平成31年4月1日現在）
- 【連絡会】 12回
- 【訪問事業所】 134事業所（令和元年度予定）

## 10（公財）福井市ふれあい公社運営支援

居宅介護支援事業や、高齢者の在宅介護事業等を行うために必要な事務局運営を支援している。

# 保 健 衛 生

本市は、平成31年4月に中核市となり、それまで県が行っていた保健所業務の移譲を受け、福井市保健所を開設した。福井市保健所においては「公衆衛生の拠点」として、医事・薬事、感染症対策、食品衛生、精神保健、難病支援等広域的、専門的な業務を行っている。

感染症や食中毒によって生じる市民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して、その発生予防に努め、発生時には被害の拡大防止に迅速に対応している。また、精神保健や難病支援では、相談者の状況に応じて保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行っている。

一方、健康管理センターでは、健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくるために、第2次福井市健康増進計画「健康ふくふくプラン21」に基づき、各種保健事業により市民の生涯にわたる健康づくりを支援している。

母子保健事業では、妊産婦や乳幼児の健康づくりのため健康教育・健康相談・訪問指導を行うとともに、疾病の予防・早期発見のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施している。

健康増進事業としては、健康づくりと生活習慣病の発症と重症化予防のため各種健康教育・健康相談・訪問指導を行っている。また、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、健康診査や各種がん検診等を実施している。

感染症予防事業で、定期予防接種を実施するほか、救急医療対策として、夜間や休日における初期救急医療の提供を行っている。

## 1 医 事 薬 事

### （1）医療施設

診療所や歯科診療所を開設する場合や、構造設備（診察室、給食施設等）診療科目等を変更する場合には、医療法に基づく許可申請や届出が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行う。

### （2）薬事施設

薬局を開設する場合や、店舗販売業の営業、または毒物劇物の販売等を行う場合には、関係法令に基づく許可申請や登録申請等が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行う。

## 2 感染症対策

### (1) 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、一類から四類及び五類感染症の一部（全数把握対象感染症）の患者を診断した医師からの届出を受理する。保健所において発生届出を受理後、必要に応じ感染源との接触状況や発症までの行動等の調査を実施し、感染拡大を防止するための措置を講じる。

### (2) 結核対策

結核の感染拡大を防止するため、結核発生届出があった際は、必要に応じて入院勧告や接触者の健康診断等を実施する。

### (3) HIV抗体検査

HIV感染症及びエイズの発生予防とまん延防止を図るため、受検者のプライバシーを保護した匿名でのHIV抗体検査を実施する。

### (4) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し適切な治療につなげるため、肝炎ウイルス検査を実施する。

### (5) 風しん抗体検査

妊婦が風しんの感染により胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施する。

## 3 保健支援

### (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児期の難治性の疾患は、その治療期間が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の負担軽減に資することを目的として、児童福祉法に基づき医療費の助成を行う。

### (2) 難病支援

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病の患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、要支援難病患者に対し、地域の関係機関や庁内関係課等と連携し、適切な在宅療養支援を行う。

### (3) 精神保健支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の早期治療と社会参加の促進、市民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に精神保健支援事業を実施する。

### (4) 栄養管理支援

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導を実施する。

## 4 生活衛生

### (1) 食品衛生

食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行う。

また、流通食品の細菌等の検査を行い、安全性を確認する。食中毒の疑いがある事案を探知した際には、迅速に調査を行い、健康被害の拡大防止、原因究明及び再発防止を図る。

## (2) 環境衛生

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づき、各種営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行う。

## (3) 動物愛護

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の保護、引取り、返還、譲渡等の業務を行う（実務は県に委託）、また、動物取扱業の登録届出、特定動物の飼養許可等の手続きを行うとともに飼養施設に対する監視指導等を行う。

また、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行う。

## (4) 狂犬病予防と畜犬登録

年 度	犬の登録数（件）		予防注射数（頭）
	年度末登録数	うち新規登録数	
28	11,248	647	7,368
29	10,798	653	7,276
30	11,028	1,043	7,759

## 5 成 人 保 健

### (1) 長寿（後期高齢者）健康診査

年 度	長寿健康診査	
	受診数（人）	受診率（％）
28	5,571	15.2
29	6,074	17.8
30	6,450	18.3

### (2) 一般健康診査

年 度	生活保護受給者の健康診査		39歳以下の健康診査
	受診数（人）	受診率（％）	受診数（人）
28	100	5.4	272
29	120	6.5	248
30	113	6.1	219

### (3)がん検診

年 度	肺 が ん			胃 が ん			大 腸 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
28	72,017	13,370	18.6	72,017	6,611	9.2	72,017	15,249	21.2
29	73,626	13,675	18.6	73,626	3,313	13.5	73,626	14,913	20.3
30	73,626	14,644	19.9	73,626	5,747	12.3	73,626	16,036	21.8

  

年 度	子 宮 頸 が ん			乳 が ん			前 立 腺 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
28	54,413	10,209	35.8	46,245	6,768	28.7	24,167	4,821	19.9
29	52,721	11,178	39.5	46,084	6,642	28.9	25,641	4,989	19.5
30	52,721	11,076	41.2	46,084	7,291	29.9	25,641	5,294	20.6

子宮頸がん検診は、妊婦健診を含む。

胃、子宮頸、乳がんの検診間隔は2年度に1回。

受診率は国勢調査をもとに算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算出。

### (4)健康教室

内 容	28年度		29年度		30年度	
	回数 (回)	受講者数 (人)	回数 (回)	受講者数 (人)	回数 (回)	受講者数 (人)
健 康 教 室	283	9,370	266	9,442	260	9,643

### (5)健康相談

内 容	28年度		29年度		30年度	
	回数 (回)	相談者数 (人)	回数 (回)	相談者数 (人)	回数 (回)	相談者数 (人)
健 康 相 談	122	807	115	751	100	991

## 6 母 子 保 健

### (1)母子健康診査

年 度	妊 婦 健康診査	1 か 月 児 健 康 診 査			4 か 月 児 健 康 診 査			1 0 か 月 児 健 康 診 査			1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査			3 歳 児 健 康 診 査		
		対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)
28	27,690	2,219	2,159	97.3	2,241	2,175	97.1	2,308	2,241	97.1	2,368	2,309	97.5	2,287	2,213	96.8
29	26,141	2,177	2,165	99.4	2,289	2,237	97.7	2,259	2,181	96.5	2,234	2,162	96.8	2,273	2,203	96.9
30	25,189	2,097	2,057	98.1	2,145	2,069	96.5	2,197	2,123	96.6	2,197	2,158	98.2	2,321	2,249	96.9

妊婦健康診査は、全妊婦に14回分助成。



(2) 母子健康教育・相談

年度	両親学級		離乳食教室		親子遊びの教室			健康教育 (センター・地区教室)		口腔衛生教育	
	回数 (回)	参加者数 (組)	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
28	5	184	60	1,521	12	25	87	62	649	128	3,751
29	5	131	60	1,509	12	34	95	64	678	104	3,400
30	5	177	60	1,408	12	28	113	45	574	104	3,408

年度	にこにこ 子育て相談		発達相談会		電話相談	来所相談	訪問指導	助産師ママくらぶ	
	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)	延べ人数 (人)	延べ人数 (人)	延べ件数 (件)	回数 (回)	参加者数 (人)
28	16	1,092	23	305	322	38	2,544		
29	12	778	23	362	380	108	2,573	14	179
30	12	892	23	379	335	98	2,712	16	146

(3) 特定不妊治療費助成事業

年度	28	29	30
助成人数(人)	498	450	382

7 予防接種

(1) 個別予防接種事業

年度	4種混合			3種混合			2種混合		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)
28	8,803	8,853	100.6	-	0	-	2,368	1,681	71.0
29	8,480	8,731	102.9	-	0	-	2,482	1,688	68.0
30	8,226	8,445	102.7	-	1	-	2,458	1,785	72.6

4種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ

3種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風

2種混合：ジフテリア・破傷風

年度	不活化ポリオ			麻しん風しん1期			麻しん風しん2期			日本脳炎		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回数 (人)
28	-	94	-	2,331	2,276	97.6	2,362	2,210	93.6	-	-	8,774
29	-	59	-	2,161	2,129	98.5	2,356	2,225	94.4	-	-	9,271
30	-	26	-	2,173	2,176	100.1	2,279	2,168	95.1	-	-	10,277

日本脳炎は、平成17年度から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から再開した。

年度	B C G			ヒ ブ			小児用肺炎球菌			子宮頸がん予防		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回 数(回)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回 数(回)	対象数 (人)	実施数 (人)	延べ回 数(回)
28	2,183	2,175	99.6	2,183	-	8,829	2,183	-	8,836	-	-	14
29	2,100	2,193	104.4	2,100	-	8,713	2,100	-	8,763	-	-	18
30	2,039	2,076	101.8	2,039	-	8,528	2,039	-	8,554	-	-	56

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始月齢により1～4回接種、子宮頸がん予防ワクチンは3回接種とする。  
 ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となった。  
 子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月から、積極的な接種勧奨を差控えている。

年度	水痘			B型肝炎			高齢者インフルエンザ			高齢者肺炎球菌		
	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	実施数 (人)	率 (%)
28	4,466	4,297	96.2	6,549	3,749	57.2	76,726	43,646	56.9	15,786	6,477	41.0
29	4,431	4,013	90.6	6,300	6,624	105.1	75,782	43,095	56.9	17,544	7,048	40.2
30	4,274	4,148	97.1	6,117	6,319	103.3	76,375	44,527	58.3	16,911	6,778	40.1

水痘は、平成26年10月から定期予防接種となった。

B型肝炎は、平成28年10月から定期予防接種となった。

高齢者肺炎球菌は、平成26年10月から定期予防接種となった。

## 8 救急医療

### (1) 福井市消防局による救急活動

救急告示施設（救急病院）23救急医療機関（平成31年4月1日現在）

### (2) 救急医療対策

#### 1次救急医療体制

- ・福井市休日急患センター（平成4年10月から開設、平成23年4月から診療時間変更）

福井市城東4丁目14 - 30（保健センター東隣）TEL22 - 2099

診療科目 内科

日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後11時

土曜夜間.....午後7時～午後11時

- ・福井県子ども急患センター（平成23年4月から開設）

福井市城東4丁目14 - 30（福井市休日急患センター内）TEL26 - 8800

診療科目 小児科

日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後11時

月曜～土曜夜間.....午後7時～午後11時

- ・福井市休日急患歯科診療所（平成4年10月から開設）

福井市大願寺3丁目4 - 1（福井県歯科医師会館内）TEL26 - 8468

日曜・祝日、12月30日～1月3日、8月14日・15日・16日...午前9時～午後5時

- ・休日昼間在宅当番医制（昭和40年から実施）

外科1院を当番医に指定

在宅当番医の問い合わせはTEL21 - 2119（週末のみ）で対応。

## 2次救急医療体制

### <嶺北地区病院群輪番制>

1次救急医療機関からの搬送及び入院治療を必要とする重症患者に対する医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院、福井勝山総合病院、福井総合病院、公立丹南病院が輪番制により担当（昭和53年から実施）

### <嶺北地区小児救急医療支援>

毎日の夜間における1次救急医療機関から搬送される小児救急医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院が輪番制により担当（平成15年度から実施）

## 3次救急医療体制

主に2次救急医療機関からの搬送による重篤な救急患者が対象となり、福井県立病院の救命救急センターが担当（昭和58年から実施）

# 9 医 療 施 設

1病院、診療所当たり市民923名、また1歯科診療所当たり1,921名となっている。（平成31年3月31日現在）

医 療 施 設	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局
施 設 数	27	258	137	115

# 保 健 所

平成31年4月の中核市移行に伴い、本市の公衆衛生の拠点として、感染症対策や食中毒予防等の広域的、専門的な業務のほか、精神保健や難病等の相談支援などを行っている。

## 1 概 要

名 称	福井市保健所
所 在 地	福井市西木田2丁目8番8号 (福井健康福祉センター内)
開 設 年 月	平成31年4月
延 床 面 積	3,236.33㎡の一部915.90㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

# 健康管理センター

市民の健康ですこやかな日常生活を確保するため、市民に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民一人ひとりが自主的な保健活動の場とすることを目的としている。

## 1 概 要

名 称	福井市健康管理センター	福井市清水健康管理センター
所 在 地	福井市城東4丁目14番30号	福井市風巻町第28号8番地 1
開 設 年 月	平成4年10月	平成18年8月
敷 地 面 積	7,839.48㎡	15,230.98㎡
建 物 面 積	1,867.06㎡	4,353.98㎡ ( 検診車スペース等を含む )
延 床 面 積	3,508.36㎡	3,883.47㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
工 期	平成2年12月21日～平成4年3月25日 増築分 平成25年5月14日～平成25年10月18日	平成17年7月29日～平成18年7月10日
総 工 費	2,845,140千円 ( 用地費を含む ) 増築分 13,785千円	979,743千円

福井市清水健康管理センターの各面積及び総工費には福井市清水高齢者福祉センターを含む。

# 診 療 所

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図るため、診療所を設置している。

## 1 施 設 概 要

(平成31年4月1日現在)

施設名	美山診療所	下味見診療所	国民健康保険上味見診療所
所在地	美山町7-1 (美山総合支所内)	西河原町18-33-1 (美山公民館下味見分館内)	中手町10-3-1 (美山公民館上味見分館内)
開設年月	昭和40年6月	昭和41年3月	昭和30年2月
建設年月	昭和48年9月	平成28年2月	昭和53年2月
建物構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建	鉄骨造2階建
延べ床面積	2,543㎡の一部167㎡	332.41㎡の一部36.49㎡	448㎡の一部64㎡
診療科目	リハビリテーション科 内 科	内 科	内 科
診療日	火 曜 日 木 曜 日	木 曜 日	木 曜 日
診療時間	13:00～14:30 16:15～16:45	15:30～16:00	13:45～15:15

## 2 利 用 状 況

施設名	美山診療所		下味見診療所	国民健康保険 上味見診療所
	リハビリテーション科	内科		
平成28年度	診療日数(日)	49	47	47
	利用者数(人)	322	32	41
平成29年度	診療日数(日)	47	45	45
	利用者数(人)	173	19	53
平成30年度	診療日数(日)	49	48	48
	利用者数(人)	139	28	38

# 聖 苑

市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、施設内には、火葬炉10基のほか葬儀式場、告別室、収骨室、待合室、待合ロビー等を設け、人生の終焉の場として、遺族の方々にやすらぎと心の和む雰囲気を与える施設となっている。平成19年4月から指定管理者制に移行し、市民サービスの向上につなげている。

## 1 施設概要

(単位：㎡)

所在地	福井市安田町第11号1番地	敷地面積	46,670
建設年度	平成11年10月1日	建物面積	4,676
規模	火葬棟	鉄筋コンクリート2階建	2,525
	待合棟	鉄筋コンクリート2階建	1,470
	火葬炉	灯油 10基	
	斎場棟	鉄筋コンクリート平屋建	558
	その他	鉄筋コンクリート平屋建	123

## 2 使用料

(単位：円)

種 別		金 額	
		市 内 住 民	市 外 住 民
火 葬	12歳以上の者	10,000	50,000
	1歳以上12歳未満の者	5,000	30,000
式 場		49,400	102,900
待 合 室	和 室	2,600	5,100
	洋 室	2,600	5,100

式場及び待合室料金には消費税が加算。

## 3 使用状況

年 度	29			30			
	市 内	市 外	計	市 内	市 外	計	
12歳以上(人)	2,916	229	3,145	2,869	184	3,053	
1歳以上12歳未満(人)	6	2	8	3	0	3	
1歳未満・死胎児(人)	52	22	74	53	13	66	
身体の一部産汚物含む(件)	28	15	43	7	10	17	
式 場(件)	106	2	108	105	3	108	
待合室(件)	和 室	401	44	445	417	42	459
	洋 室	229	18	247	212	15	227